

別冊 指定基準等簡易チェックリスト

1 指定基準等 簡易チェックリスト（サービス別）	3
1-1 居宅介護	4
1-2 重度訪問介護	6
1-3 同行援護	8
1-4 行動援護	10
1-5 療養介護	12
1-6 短期入所（単独型）	13
1-7 短期入所（併設型・空床利用型）	14
1-8 生活介護	16
1-9 自立訓練（機能訓練）	18
1-10 自立訓練（生活訓練）	20
1-11 就労選択支援	22
1-12 就労移行支援	24
1-13 就労継続支援 A 型	25
1-14 就労継続支援 B 型	27
1-15 就労定着支援	28
1-16 自立生活援助	29
1-17 共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型）	30
1-18 共同生活援助（日中サービス支援型）	32
1-19 障害者支援施設（施設入所支援）	34
1-20 地域移行支援	36
1-21 地域定着支援	37
1-22 児童発達支援センター	38
1-23 児童発達支援（センター以外、重心以外対象）	40
1-24 児童発達支援（センター以外、重心対象）	42
1-25 放課後等デイサービス（重心以外対象）	44
1-26 放課後等デイサービス（重心対象）	46
1-27 居宅訪問型児童発達支援	48
1-28 保育所等訪問支援	49
1-29 多機能型事業所の特例	50
1-30 多機能型事業所の報酬の取扱い	52
1-31 共生型居宅介護	53
1-32 共生型重度訪問介護	54
1-33 共生型生活介護	55
1-34 共生型短期入所	61
1-35 共生型自立訓練	63

1-36 共生型児童発達支援	67
1-37 共生型放課後等デイサービス	73
2 従業者資格要件 簡易チェックリスト	79
2-1 サービス管理責任者の資格要件	80
2-2 児童発達支援管理責任者の資格要件	83
2-3 訪問系サービス サービス提供責任者・従業者（ヘルパー）の資格要件	87
2-4 児童指導員・保育士の資格要件	91

1 指定基準等簡易チェックリスト（サービス別）

1-1 居宅介護

人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 常勤かつ専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者 サービス提供責任者	☐ 常勤かつ専従 ☐ 員数が以下の①から③のいずれかに該当する数以上であること。（員数については常勤換算方法によることができる。） ①事業所の月間の延べサービス提供時間（待機時間や移動時間を除く）が450時間又はその端数を増すごとに1人以上 ②事業所の従業員数が10人又はその端数を増すごとに1人以上 ③利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上 ☐ 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員基礎研修修了者 ・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者（訪問介護員養成研修1級課程修了者、看護師、准看護師）
	従業者（ヘルパー）	☐ 常勤換算で2.5以上 ※サービス提供責任者も常勤換算に算入可 ☐ 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・居宅介護職員初任者研修課程修了者（居宅介護従業者養成研修1、2級課程修了者） ・障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者（居宅介護従業者養成研修3級課程修了者）※減算あり ・重度訪問介護従事者養成研修課程修了者 ※減算がある場合あり ・介護職員初任者研修課程修了者（介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修1、2級課程修了者） ・看護師、准看護師 ・生活援助従事者研修課程修了者 ・視覚障害者外出介護従事者養成研修課程修了者、全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者（通院等介助及び通院等乗降介助に限る）※減算あり ※その他の資格については、お問い合わせください。
設備基準	事務室	☐ 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の区画を設けること。
	受付等	☐ 利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。
	設備及び備品等	☐ サービス提供に必要な設備及び備品等を確保すること。 特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準

等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-2 重度訪問介護

人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 常勤かつ専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者 サービス提供責任者	☐ 常勤かつ専従 ☐ 員数が以下の①から③のいずれかに該当する数以上であること。（員数については常勤換算方法によることができる。） ①事業所の月間の延べサービス提供時間（待機時間や移動時間を除く）が1,000時間又はその端数を増すごとに1人以上 ②事業所の従業員数が20人又はその端数を増すごとに1人以上 ③利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上 ☐ 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員基礎研修修了者 ・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者（訪問介護員養成研修1級課程修了者、看護師、准看護師） ・居宅介護職員初任者研修修了者（居宅介護従業者養成研修2級課程修了者、介護職員初任者研修修了者、訪問介護員養成研修2級課程修了者）であって3年以上の介護業務従事者
	従業者（ヘルパー）	☐ 常勤換算で2.5以上 ※サービス提供責任者も常勤換算に算入可 ☐ 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・居宅介護職員初任者研修課程修了者（居宅介護従業者養成研修1、2級課程修了者） ・障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者（居宅介護従業者養成研修3級課程修了者） ・重度訪問介護従事者養成研修課程修了者 ・行動援護従業者養成研修課程修了者 ・介護職員初任者研修課程修了者（介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修1、2級課程修了者） ・看護師、准看護師 ※その他の資格については、お問い合わせください。
設備基準	事務室	☐ 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の区画を設けること。
	受付等	☐ 利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。
	設備及び備品等	☐ サービス提供に必要な設備及び備品等を確保すること。 特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準

等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-3 同行援護

人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 常勤かつ専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者 サービス提供責任者	☐ 常勤かつ専従 ☐ 員数が以下の①から③のいずれかに該当する数以上であること。（員数については常勤換算方法によることができる。） ①事業所の月間の延べサービス提供時間（待機時間や移動時間を除く）が450時間又はその端数を増すごとに1人以上 ②事業所の従業員数が10人又はその端数を増すごとに1人以上 ③利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上 ☐ 資格要件：以下の①から③のいずれかに該当すること。 ①以下のa～eのいずれかに該当し、なおかつ同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）の修了者であること。 a 介護福祉士 b 実務者研修修了者 c 介護職員基礎研修修了者 d 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者（訪問介護員養成研修1級課程修了者、看護師、准看護師） e 居宅介護職員初任者研修修了者（居宅介護従業者養成研修2級課程修了者）であって3年以上の介護等の業務に従事したもの ②国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者 ③以下のf及びgを満たすこと f 同行援護従事者養成研修（一般課程）を修了した者（現行カリキュラムの養成研修修了者を含む。）で、3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者 g 同行援護従事者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）
	従業者（ヘルパー）	☐ 常勤換算で2.5以上 ※サービス提供責任者も常勤換算に算入可 ☐ 資格要件：以下の①～③のいずれかに該当すること。 ①同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者 ②下記a～fのいずれかに該当する者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者 a 介護福祉士 b 実務者研修修了者 c 居宅介護職員初任者研修課程修了者（居宅介護従業者養成研修1、2級課程修了者） d 介護職員初任者研修課程修了者（介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修1、2級課程修了者） e 看護師、准看護師 f 視覚障害者外出介護従事者養成研修課程修了者、全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、知的障害者外出介護従業者養成

		成研修課程修了者 g 障害者居宅介護従事者基礎研修修了者 ※減算あり ③国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者 ④上記①～③のいずれかに該当する者であって、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者 ※その他の資格については、お問い合わせください。
設備基準	事務室	☐ 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の区画を設けること。
	受付等	☐ 利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保すること。
	設備及び備品等	☐ サービス提供に必要な設備及び備品等を確保すること。 特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

※以下の研修は、同行援護従業者養成研修（一般課程）に相当するものとする。

- ・ガイドヘルパー養成研修
平成2年度から平成8年度まで都道府県又は指定都市が実施したもの
- ・ガイドヘルパー養成研修（視覚障害者課程）
ガイドヘルパー養成研修実施要綱（平成9年5月23日付け障障第90号）」に基づき都道府県、指定都市又は中核市が実施したもの
- ・視覚障害者移動介護従業者養成研修
廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成15年3月24日厚生労働省告示第110号）」第3号に掲げるもの
- ・視覚障害者外出介護従業者養成研修
廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年3月31日厚生労働省告示第209号）」第3号に掲げるもの

※以下の研修は、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）に相当するものとする。

- ・視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修
社会福祉法人日本盲人会連合主催

1-4 行動援護

人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 常勤かつ専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者 サービス提供責任者	☐ 常勤かつ専従 ☐ 員数が以下の①から③のいずれかに該当する数以上であること。（員数については常勤換算方法によることができる。） ①事業所の月間の延べサービス提供時間（待機時間や移動時間を除く）が450時間又はその端数を増すごとに1人以上 ②事業所の従業員数が10人又はその端数を増すごとに1人以上 ③利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上 ☐ 資格要件：以下の①、②の全てに該当すること。（注） ①行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者 ②知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に3年以上の従事経験を有する者 注：令和3年3月31日において下記a、bのいずれかに該当する者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に5年以上の従事経験を有する者については、令和9年3月31日までの間は、上記の①及び②に適合するものとみなす。（令和9年4月1日以降は経過措置は廃止） a 居宅介護サービス提供責任者の要件を満たす者 b 居宅介護職員初任者研修課程修了者であって、3年以上介護等の業務に従事した者
	従業者（ヘルパー）	☐ 常勤換算で2.5以上 ※サービス提供責任者も常勤換算に算入可 ☐ 資格要件：以下の①、②の全てに該当すること。（注） ①行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者 ②知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験を有する者 注：令和3年3月31日において下記a～dのいずれかに該当する者であって、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者については、令和9年3月31日までの間は、上記の①及び②に適合するものとみなす。（令和9年4月1日以降は経過措置は廃止） a 介護福祉士 b 実務研修修了者 c 居宅介護職員初任者研修課程修了者（居宅介護従業者養成研修1、2級課程修了者） d 看護師、准看護師 ※その他の資格については、お問い合わせください。
	設備基準	
	事務室	☐ 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の区画を設けること。
	受付等	☐ 利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保する

準 そ の 他		こと。
	設備及び備品等	☐ サービス提供に必要な設備及び備品等を確保すること。 特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。
	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-5 療養介護

人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。） ☐ 資格要件：医師であること。
	従業者	☐ 1人以上（利用者数61人以上の事業所は、人数に応じ複数人必要） ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% ☐ 常勤かつ専従職員1人以上 ☐ 資格要件：2-1 サービス管理責任者の資格要件 P79 参照
	医師	☐ 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上であること。
	看護職員	☐ 療養介護事業所又は療養介護の単位ごとに、常勤換算で、利用者数÷2以上 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% ☐ 資格要件：看護師、准看護師又は看護補助者であること。
	生活支援員	☐ 療養介護事業所又は療養介護の単位ごとに、常勤換算で、利用者数÷4以上 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% ※看護職員が、常勤換算で、利用者数÷2以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者数÷2を控除した数を生活支援員の数に含めることができる。 ☐ 常勤かつ専従職員1人以上
	従業者の専従	☐ 従業者（医師、看護職員を除く）は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）
設備基準	設備	☐ 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室、その他運営上必要な設備を有すること。
運営基準	利用定員	☐ 20人以上 ☐ 療養介護の事業の専用の病室のベッド数と同数であること。（ただし、複数の療養介護の単位が設置されている場合にあっては、当該療養介護の単位ごとに利用店員を定める必要がある。）
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（建築確認等）の完了
	都市計画法	☐ 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-6 短期入所（単独型）

形態	単独型	☐ 障害者支援施設等（宿泊型自立訓練事業所等を除く）以外の施設であって、「利用者に利用されていない入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室」において、短期入所の事業を行うこと。
人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	＜本体事業所のサービス提供時間における生活支援員等の数＞ ☐ 本体事業所の利用者数と、短期入所の利用者数を合計した利用者数を、本体事業所の利用者の数とみなした場合に、当該本体施設における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上であること。
設備基準	居室	＜上記以外の場合（本体事業所のサービス提供時間外、又は本体事業所がない）における生活支援員の数＞ ☐ 当該日の短期入所の利用者数が6名以下の場合 生活支援員が1以上であること。 ☐ 当該日の短期入所の利用者数が7人以上の場合 1に当該日の利用者数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上であること。
	食堂	☐ 食事提供に支障がない広さを有すること。 ☐ 必要な備品を備えること。
	浴室	☐ 利用者の特性に応じたものであること。
	洗面所・便所	☐ 居室のある階ごとに設けること。 ☐ 利用者の特性に応じたものであること。
運営基準	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	☐ 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-7 短期入所（併設型・空床利用型）

形態	併設型 空床利用型	<併設型> ☐入所施設等に併設され、短期入所の事業を行う事業所として当該入所施設等と一体的に運営を行うこと。 ☐専ら短期入所の用に供される居室で、短期入所の事業を行うこと。 <空床利用型> ☐利用者に利用されていない入所施設等の全部又は一部の居室において短期入所の事業を行うこと。 ※入所施設等とは、障害者支援施設、児童福祉施設、宿泊型自立訓練事業所、共同生活援助事業所及びその他の「入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設等」をいう。
人員基準	管理者	☐事業所ごとに配置すること。 ☐専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	☐障害者支援施設等の利用者数及び併設事業所の利用者数の合計数を障害者支援施設等の利用者数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上であること。
	本体施設が障害者支援施設等の場合 本体施設が宿泊型自立訓練事業所又は共同生活援助事業所の場合	<短期入所と同時に宿泊型自立訓練等を提供する時間帯> ☐本体施設と併設短期入所の利用者の合計数を、本体施設の利用者数とみなした場合において、当該本体施設における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上であること。 <上記以外の時間帯> ☐当該日の短期入所の利用者数が6名以下の場合 生活支援員が1以上であること。 ☐当該日の短期入所の利用者数が7人以上の場合 1に当該日の利用者数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上であること。
設備基準	居室	<併設型> ☐併設本体施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用すること。 <空所利用型> ☐当該施設として必要とされる設備を有すること。
	設備	<併設型> ☐効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く）を短期入所の用に供することができる。 <空床利用型> ☐当該施設として必要とされる設備を有すること。
	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。
運営基準	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
その他	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。

の 他	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	☐ 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-8 生活介護

人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。） ☐ 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・社会福祉主事任用資格要件に該当する者 ・社会福祉事業に2年以上従事した者
	従業者	
	サービス管理責任者	☐ 1人以上（利用者数61人以上の事業所は、人数に応じ複数人必要） ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% ☐ 常勤かつ専従職員1人以上 ☐ 資格要件：2-1 サービス管理責任者の資格要件 P79 参照
	医師	☐ 利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数（嘱託医可） ※協力医療機関との契約締結のみでは不可 ※看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて協力医療機関への通院等により対応することを条件として医師配置しないこととした場合、本体報酬から一定の減算を行う。
	看護職員	☐ 生活介護の単位ごとに、1人以上 ☐ 資格要件：保健師又は看護師若しくは准看護師であること。
	機能訓練を行う場合	☐ 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うのに必要な数の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を配置
	生活支援員	☐ 1人以上 ☐ 常勤かつ専従職員1人以上
	生活支援員等の総数	☐ 看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに常勤換算で①～③のいずれかに該当すること。 ①平均障害支援区分が4未満の場合 利用者数÷6以上 ②平均障害支援区分が4以上5未満の場合 利用者数÷5以上 ③平均障害支援区分が5以上の場合 利用者数÷3以上 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% ※平均障害支援区分の算出方法は以下のとおり （区分2の利用者数×2+区分3の利用者数×3+区分4の利用者数×4+区分5の利用者数×5+区分6の利用者数×6）÷総延べ利用者数（前年度延べ利用者数。ただし、新規指定の場合は定員の90%）
設備基準	従業者の専従	☐ 従業者は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）
	立地	☐ 同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、日中一時支援）の事業所を設置する場合は、県に事前相談してください。
	訓練・作業室	☐ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 ☐ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 ☐ 面積の合計が利用定員一人あたり3㎡以上あること。（内法で測定）

運営基準 その他		※他の設備との兼用不可
	相談室	☐ 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
	洗面所・便所	☐ 利用者の特性に応じたものであること。便所は、定員 20 人であれば 2 台、以降定員に 10 人または端数を増すごとに 1 台加えた数を基本とする。また、主として重症心身障害者を受け入れる場合など、利用者の特性から便所を使用しないと考えられる場合は個別に相談すること。
	多目的室等	☐ 多目的室その他運営に必要な設備を設けること。
	利用定員	☐ 20 人以上
	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。
	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第 36 条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	☐ 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
その他	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-9 自立訓練（機能訓練）

人員 基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。） ☐ 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・社会福祉主事任用資格要件に該当する者 ・社会福祉事業に2年以上従事した者
	従業者	☐ 1人以上（利用者数61人以上の事業所は人数に応じ複数人必要） ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% ☐ 常勤かつ専従職員1人以上 ☐ 資格要件：2-1 サービス管理責任者の資格要件 P79 参照
	看護職員	☐ 1人以上（うち1人以上常勤かつ専従職員） ☐ 資格要件：保健師又は看護師若しくは准看護師であること。
	療法士	☐ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を1人以上
	生活支援員	☐ 1人以上（常勤かつ専従職員1人以上）
	生活支援員等の総数	☐ 看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算で利用者数÷6以上 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90%
	訪問による訓練の場合	☐ 訪問による自立訓練（機能訓練）を行う場合、上記に加えて訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと。
	従業者の専従	☐ 従業者は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）
設備 基準	立地	☐ 同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、日中一時支援）の事業所を設置する場合は、県に事前相談してください。
	訓練・作業室	☐ 訓練・作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること。 ☐ 面積の合計が利用定員一人あたり3㎡以上あること。（内法で測定） ※他の設備との兼用不可
	相談室	☐ 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
	洗面所・便所	☐ 利用者の特性に応じたものであること。便所は、定員20人であれば2台、以降定員に10人または端数を増すごとに1台加えた数を基本とする。
	多目的室等	☐ 多目的室その他運営に必要な設備を設けること。
運営 基準	利用定員	☐ 20人以上
	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	☐ 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準

等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-10 自立訓練（生活訓練）

人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。） ☐ 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・社会福祉主事任用資格要件に該当する者 ・社会福祉事業に2年以上従事した者
	従業者	☐ 1人以上（利用者数61人以上の事業所は人数に応じ複数人必要） ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% ☐ 常勤かつ専従職員1人以上 ☐ 資格要件：2-1 サービス管理責任者の資格要件 P79 参照
	生活支援員	☐ 常勤かつ専従職員1人以上 ☐ 常勤換算で、①と②の合計数以上であること。 ①：②に掲げる利用者以外の利用者数÷6 ②：指定宿泊型自立訓練の利用者数÷10 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% ☐ 健康上の管理などの必要がある利用者があるため、看護職員をおいている事業所については、生活支援員及び看護職員の総数が常勤換算で、上記①と②の合計数以上であること。
	地域移行支援員	☐ 宿泊型自立訓練を行う場合 1人以上
	訪問による訓練の場合	☐ 訪問による自立訓練（生活訓練）を行う場合、上記に加えて訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと。
	従業者の専従	☐ 従業者は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）
	設備基準	
	立地	☐ 同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、日中一時支援）の事業所を設置する場合は、県に事前相談してください。
	訓練・作業室	☐ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 ☐ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 ☐ 面積の合計が利用定員一人あたり3㎡以上あること。（内法で測定） ※他の設備との兼用不可
	相談室	☐ 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
	洗面所・便所	☐ 利用者の特性に応じたものであること。便所は、定員20人であれば2台、以降定員に10人または端数を増すごとに1台加えた数を基本とする。
	多目的室等	☐ 多目的室その他運営に必要な設備を設けること。
	宿泊型自立訓練を行う場合	☐ 居室定員1人 面積は内法による測定で、収納設備を除いた面積が7.43㎡以上 ☐ 浴室（利用者の特性に応じたもの） ☐ 宿泊型自立訓練のみを行う場合、訓練・作業室を設けないことが可能 ☐ 耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ☐ スプリンクラー設備の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ☐ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備さ

		れており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ☐ 避難口の増設、十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること。 ☐ 配置人員の増員等により火災の際の円滑な避難が可能であること。
運営基準	利用定員	☐ 20人以上 ☐ 宿泊型自立訓練を併せて行う場合 ・宿泊型自立訓練 10人以上 ・宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練） 20人以上
	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	☐ 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-11 就労選択支援

人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	☐ 就労選択支援員の総数は、常勤換算で利用者数÷15人以上 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% ☐ 資格要件：就労選択支援員養成研修修了者 ※令和10年3月31日までの間は経過措置として、基礎的研修又はこれに相当する研修（同等以上の研修）を修了した者は、就労選択支援員の業務に従事できることとする。 ※基礎的研修と同等以上の研修とは、以下の研修とする。 ・就業支援基礎研修（就労支援員対応型） ・訪問型職場適応援助者養成研修 ・サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース） ・相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）
	従業者の専従	☐ 従業者は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） ☐ 就労選択支援員の兼務について、一体的に運営する就労移行支援事業所等の常勤の職業指導員等の直接処遇に係る職員は、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、就労選択支援員として従事することができ、兼務を行う勤務時間について、就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入できる。
設備基準	立地	☐ 同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、日中一時支援）の事業所を設置する場合は、県に事前相談してください。
	訓練・作業室	☐ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 ☐ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 ☐ 面積の合計が利用定員一人あたり3㎡以上あること。（内法で測定） ※他の設備との兼用不可
	相談室	☐ 室内における談話の漏えいを防ぐため、個室とすること。（間仕切り等で他の部屋と区切ったものは不可）
	洗面所・便所	☐ 利用者の特性に応じたものであること。便所は、定員20人であれば2台、以降定員に10人または端数を増すごとに1台加えた数を基本とする。
	多目的室等	☐ 多目的室その他運営に必要な設備を設けること。
運営	利用定員	☐ 10人以上
	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。
	実施主体	☐ 過去3年間に於いて、利用者3名以上を一般の企業等に就職させた就労移行支援または就労継続支援事業所を現在も運営していること。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	☐ 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-12 就労移行支援

人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。） ☐ 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・社会福祉主事任用資格要件に該当する者 ・社会福祉事業に2年以上従事した者
	従業者	☐ 1人以上（利用者数61人以上の事業所は人数に応じ複数人必要） ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% ☐ 常勤かつ専従職員1人以上 ☐ 資格要件：2-1 サービス管理責任者の資格要件 P79 参照
	職業指導員	☐ 職業指導員及び生活支援員がそれぞれ1人以上 ☐ 常勤専従の職業指導員又は常勤専従の生活支援員が1人以上
	生活支援員	☐ 職業指導員及び生活支援員の常勤換算合計が利用者数÷6以上 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90%
	就労支援員	☐ 就労支援員の総数は、常勤換算で利用者数÷15以上 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% ☐ 資格要件：就労支援員対応型就業支援基礎研修修了者 ※令和10年3月31日までの間は経過措置として、基礎的研修を受講しなくとも、就労支援員の業務に従事できることとする。
	従業者の専従	☐ 従業者は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）
設備基準	立地	☐ 同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、日中一時支援）の事業所を設置する場合は、県に事前相談してください。
	訓練・作業室	☐ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 ☐ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 ※他の設備との兼用不可
	相談室	☐ 室内における談話の漏えいを防ぐため、個室とすること。（間仕切り等で他の部屋と区切ったものは不可）
	洗面所・便所	☐ 利用者の特性に応じたものであること。便所は、定員20人であれば2台、以降定員に10人または端数を増すごとに1台加えた数を基本とする。
	多目的室等	☐ 多目的室その他運営に必要な設備を設けること。
運営	利用定員	☐ 10人以上
	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	☐ 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-13 就労継続支援 A 型

人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。） ☐ 資格要件：以下の①～③のいずれかに該当すること。 ①社会福祉主事任用資格要件に該当する者 ②社会福祉事業に2年以上従事した者 ③企業を経営した経験を有する者
	従業者	☐ 1人以上（利用者数61人以上の事業所は人数に応じ複数人必要） ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% ☐ 常勤かつ専従職員1人以上 ☐ 資格要件：2-1 サービス管理責任者の資格要件 P79 参照
	職業指導員	☐ 職業指導員及び生活支援員がそれぞれ1人以上 ☐ 常勤専従の職業指導員又は常勤専従の生活支援員が1人以上
	生活支援員	☐ 職業指導員及び生活支援員の常勤換算合計が利用者数÷10以上 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90%
	従業者の専従	☐ 従業者は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）
設備基準	立地	☐ 同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び B 型、日中一時支援）の事業所を設置する場合は、県に事前相談してください。
	訓練・作業室	☐ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 ☐ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 ※他の設備との兼用不可
	相談室	☐ 室内における談話の漏えいを防ぐため、個室とすること。（間仕切り等で他の部屋と区切ったものは不可）
	洗面所・便所	☐ 利用者の特性に応じたものであること。便所は、定員10人であれば1台、以降定員に10人または端数を増すごとに1台加えた数を基本とする。なおかつ、利用者が労働安全衛生法の対象となることに留意すること。
	多目的室等	☐ 多目的室その他運営に必要な設備を設けること。
運営基準	利用定員	☐ 10人以上
	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。
	実施主体	☐ 社会福祉法人以外の場合、専ら社会福祉事業を行う法人であること。 ☐ 障害者雇用促進法第44条の特例子会社以外のものであること。
	雇用契約	☐ 事業者と利用者が雇用契約を締結し、労働基準法等を遵守すること。
	賃金	☐ 「生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額」が賃金の総額以上となること。（原則、自立支援給付から充当は不可） ☐ 最低賃金法による規定を遵守すること。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	☐ 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-14 就労継続支援 B 型

人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。） ☐ 資格要件：以下の①～③のいずれかに該当すること。 ①社会福祉主事任用資格要件に該当する者 ②社会福祉事業に2年以上従事した者 ③企業を経営した経験を有する者
	従業者	☐ 1人以上（利用者数61人以上の事業所は人数に応じ複数人必要） ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% ☐ 常勤かつ専従職員1人以上 ☐ 資格要件：2-1 サービス管理責任者の資格要件 P79 参照
	職業指導員	☐ 職業指導員及び生活支援員がそれぞれ1人以上 ☐ 常勤専従の職業指導員又は常勤専従の生活支援員が1人以上
	生活支援員	☐ 職業指導員及び生活支援員の常勤換算合計が利用者数÷10以上 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90%
	従業者の専従	☐ 従業者は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）
設備基準	立地	☐ 同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び B 型、日中一時支援）の事業所を設置する場合は、県に事前相談してください。
	訓練・作業室	☐ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 ☐ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 ※他の設備との兼用不可
	相談室	☐ 室内における談話の漏えいを防ぐため、個室とすること。（間仕切り等で他の部屋と区切ったものは不可）
	洗面所・便所	☐ 利用者の特性に応じたものであること。便所は、定員20人であれば2台、以降定員に10人または端数を増すごとに1台加えた数を基本とする。
	多目的室等	☐ 多目的室その他運営に必要な設備を設けること。
運営基準	利用定員	☐ 20人以上
	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。
その他	工賃	☐ 「生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額」を工賃として支払うこと。 ☐ 一月当たりの平均工賃が三千円以上であること。
	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	☐ 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
その他	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-15 就労定着支援

人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	☐ 1人以上（利用者数61人以上の事業所は人数に応じ複数人必要） ※利用者数は前年度平均値（月平均）。ただし新規指定の場合は、一体的に運営する就労移行支援等を受けた後に一般就労（就労継続支援A型事業所への移行は除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70% ☐ 常勤かつ専従職員1人以上 ☐ 資格要件：2-1 サービス管理責任者の資格要件 P79 参照
	就労定着支援員	☐ 就労定着支援員の常勤換算合計が利用者数÷40以上 ※利用者数は前年度平均値（月平均）。ただし新規指定の場合は、一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を受けた後に一般就労（就労継続支援A型事業所への移行は除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70% ☐ 資格要件：就労支援員対応型就業支援基礎研修修了者 ※令和10年3月31日までの間は経過措置として、基礎的研修を受講しなくとも、就労支援員の業務に従事できることとする。
	従業者の専従	☐ 従業者は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） ☐ サービス管理責任者と就労定着支援員は異なる者であること。
設備基準	事務室	☐ 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室 ☐ 他の事業と明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。（区分されていない場合でも区画が明確に特定されていれば足りる。）
	受付等	☐ 利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するための適切なスペースを確保すること。 ☐ 相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とすること。
	その他必要な設備及び備品等	☐ 運営に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。
運営基準	実施主体	☐ 生活介護等（生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続A型又はB型）に係る指定障害福祉サービス事業であり、過去3年間に於いて3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものであること。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-16 自立生活援助

人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	☐ 常勤である場合は、1人以上（利用者数61人以上の事業所は人数に応じ複数人必要）。非常勤である場合は、1人以上（利用者数31人以上の事業所は人数に応じ複数人必要） ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は推定数による。 ☐ 資格要件：2-1 サービス管理責任者の資格要件 P79 参照
	地域生活支援員	☐ 1人以上 ☐ 利用者の数が25又はその端数を増すごとに1人配置を標準とする ※利用者数は前年度平均値（月平均）。ただし新規指定の場合は推定数による。
	従業者の専従	☐ 従業者は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） ☐ サービス管理責任者と地域生活支援員は兼務できる場合がある。（詳しく知りたい場合は、お問い合わせください。） ☐ 兼務先の職務が常勤換算方法による配置を要件とする場合は、当該職員の自立生活援助事業所における勤務時間を、兼務する職務の常勤換算に含めることはできない。
設備基準	事務室	☐ 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室 ☐ 他の事業と明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。（区分されていない場合でも区画が明確に特定されていれば足りる。）
	受付等	☐ 利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するための適切なスペースを確保すること。 ☐ 相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とすること。
	その他必要な設備及び備品等	☐ 運営に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-17 共同生活援助（介護サービス包括型・外部サービス利用型）

形態	介護サービス包括型又は外部サービス利用型	☐ 介護サービス包括型（共同生活援助事業所の従業者による個別支援計画の作成、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助） ☐ 外部サービス利用型（共同生活援助事業所の従業者による個別支援計画の作成、相談その他の日常生活上の援助、及び受託居宅介護サービス事業者による入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助）
人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 常勤かつ専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	☐ 事業所ごとに1人以上（利用者数31人以上の事業所は人数に応じ複数人必要） ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% ☐ 資格要件：2-1 サービス管理責任者の資格要件 P79 参照 ☐ 常勤換算方法により、必要な員数の配置を求められるものではないが、必要な勤務時間が確保されていること。
	世話人	☐ 事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者数÷6以上 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90%
	生活支援員	<介護サービス包括型> ☐ 事業所ごとに、常勤換算で、①から④に掲げる数の合計数以上であること。 ①障害支援区分3の利用者数÷9 ②障害支援区分4の利用者数÷6 ③障害支援区分5の利用者数÷4 ④障害支援区分6の利用者数÷2.5 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% <外部サービス利用型> ☐ 指定居宅介護事業者に委託
設備基準	従業者の専従	☐ 従業者は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）
	立地	☐ 住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域であること。 ☐ 入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設、又は病院の敷地外であること。 ☐ 同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、日中一時支援）の事業所を設置する場合は、県に事前相談してください。 <サテライト型住居の場合は以下の条件も満たす必要がある> ☐ 本体住居とサテライト型住居の間を、入居者が概ね20分以内に移動できる距離にあること。 ☐ サテライト型住居は、一つの本体住居当たり2か所まで設置可能（本体住居の定員が4人以下の場合は1か所まで設置可能） ☐ 一定の地域の範囲内に所在する複数の本体住居について、1つの建物に複数サテライト型住居を集約して設置していないこと。

	入居定員	☐ 事業所全体（サテライト型住居含む）の入居定員は4人以上 ☐ 共同生活住居1か所当たりの入居定員は2人以上10人以下 ※既存の建物を共同生活住居に利用する場合、2人以上20人以下 ☐ サテライト型住居1か所当たりの入居定員は1人
	ユニット・設備	☐ 1つの共同生活住居に1以上のユニットがあること。 ☐ 1ユニット当たりの定員は2人以上10人以下 ※ユニットとは、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をさす。 ※ユニットごとに利用者の相互交流を図る設備（居間や食堂等）、台所、便所、洗面所、浴室等を設置すること。 ※居間や食堂等はその広さについても原則として利用者及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。
	居室	☐ 原則1人部屋 ※単にカーテンや簡易なパネル等で他の部屋と区分しただけでは不十分（ただし、各居室間がふすま等で仕切られている場合、この限りではない。） ☐ 面積 内法による測定で、収納設備等を除いた面積が7.43㎡以上
	サテライト型住居	☐ 入居定員 1人 ☐ 設備 日常生活を営む上で必要な設備 ☐ 面積 内法による測定で、収納設備を除いた面積が7.43㎡以上
	配置・構造・設備全般	☐ 利用者の障害特性に応じて工夫されていること。（例えば、車いす利用者に必要な廊下幅の確保や段差の解消を行うなど）
運営基準	外部サービス利用型の場合	☐ 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者であること。 ☐ 受託居宅介護サービス事業者と、文書により業務を委託する契約を締結し、業務に必要な管理及び指揮命令を行うこと。
	評価機関又は地域連携推進会議の設置	☐ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表等を行う評価機関を設置すること。 ☐ 上記評価機関による評価を実施していない場合は、利用者及びその家族、地域住民の代表、共同生活援助について知見を有する者並びに市町の担当者等により構成される協議会の設置、年1回以上の会議の開催、協議会の構成員の見学及び記録の公表を行うこと。
	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	☐ 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-18 共同生活援助（日中サービス支援型）

形態	日中サービス支援型	☐ 共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を行う。
人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 常勤かつ専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	☐ 事業所ごとに1人以上（利用者数31人以上の事業所は人数に応じ複数人必要） ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% ☐ 資格要件：2-1 サービス管理責任者の資格要件 P79 参照 ☐ 常勤換算方法により、必要な員数の配置を求められるものではないが、必要な勤務時間が確保されていること。
	世話人	☐ 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯において、事業所ごとに、常勤換算で、利用者数÷5以上 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90%
	生活支援員	☐ 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯において、事業所ごとに、常勤換算で、①から④に掲げる数の合計数以上であること。 ①障害支援区分3の利用者数÷9 ②障害支援区分4の利用者数÷6 ③障害支援区分5の利用者数÷4 ④障害支援区分6の利用者数÷2.5 ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90%
	夜間支援従事者	☐ 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く）を行う世話人又は生活支援員をいう）を置くこと。
	従業者の専従	☐ 従業者は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）
	常勤の従業者	☐ 従業者（世話人、生活支援員、サービス管理責任者又は夜間支援従事者）のうち、1人以上は常勤であること。
設備基準	立地	☐ 住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域であること。 ☐ 入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外であること。 ☐ 同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、日中一時支援）の事業所を設置する場合は、県に事前相談してください。
	入居定員	☐ 事業所全体（サテライト型住居含む）の入居定員は4人以上 ☐ 共同生活住居1か所当たりの入居定員は2人以上10人以下 ※構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は20人以下 ※既存の建物を共同生活住居に利用する場合、2人以上20人以下
	ユニット・設備	☐ 1つの共同生活住居に1以上のユニットがあること。

		☐ 1 ユニット当たりの定員は2人以上10人以下 ※ユニットとは、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をさす。 ※ユニットごとに利用者の相互交流を図る設備（居間や食堂等）、台所、便所、洗面所、浴室等を設置すること。 ※居間や食堂等はその広さについても原則として利用者及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。
	居室	☐ 原則1人部屋 ※単にカーテンや簡易なパネル等で他の部屋と区分しただけでは不十分（ただし、各居室間がふすま等で仕切られている場合、この限りではない。） ☐ 面積 内法による測定で、収納設備等を除いた面積が7.43㎡以上
	配置・構造・設備全般	☐ 利用者の障害特性に応じて工夫されていること。（例えば、車いす利用者に必要な廊下幅の確保や段差の解消を行うなど）
運営基準	実施主体	☐ 日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に短期入所（併設型事業所又は単独型事業所）を行うこと。
	協議の場の設置	☐ 障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会による評価を受け、協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。 ☐ 協議会への報告、協議会からの評価、要望、助言等についての記録を整備すること。
	評価機関又は地域連携推進会議の設置	☐ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表等を行う評価機関を設置すること。 ☐ 上記評価機関による評価を実施していない場合は、利用者及びその家族、地域住民の代表、共同生活援助について知見を有する者並びに市町の担当者等により構成される協議会の設置、年1回以上の会議の開催、協議会の構成員の見学及び記録の公表を行うこと。
その他	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。
	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	☐ 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-19 障害者支援施設（施設入所支援）

形態		☐ 施設において、施設入所支援とともに施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型）を行う施設を障害者支援施設という。
人員基準	管理者（施設長）	☐ 施設ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、施設の管理上支障がない場合、当該施設の他の職務、又は当該施設以外の事業所等の職務に従事することができる。） ☐ 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・社会福祉主事任用資格要件に該当する者 ・社会福祉事業に2年以上従事した者
	従業者	☐ 障害者支援施設において提供する昼間実施サービスにおいて配置されるサービス管理責任者が兼ねる。
	サービス管理責任者	☐ 障害者支援施設において提供する昼間実施サービスにおいて配置されるサービス管理責任者が兼ねる。
	生活支援員（夜勤職員）	<施設入所支援> ☐ 施設入所支援の単位ごとに1人以上（利用者数61人以上の事業所は人数に応じ複数人必要） ※利用者数は前年度平均値。ただし新規指定の場合は定員の90% ☐ ただし、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者に対してのみ、そのサービス提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上とする。 ※施設入所支援における夜勤時間帯 午後10時から午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、障害者支援施設ごとに設定するものとする。
	従業者	<昼間実施サービス> ☐ それぞれのサービスの基準による。
設備基準	従業者の専従	☐ 従業者は専従であること。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）
	訓練・作業室	☐ 専ら施設障害福祉サービスの用に供するものであること。 ☐ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。 ☐ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。 ※他の設備との兼用不可
	居室	☐ 居室の定員は4人以下であること。 ☐ 地階に居室を設けてはならない。 ☐ 定員1人あたりの床面積は、収納設備等を除き、内法による測定で9.9㎡以上であること。 ☐ 寝台又はこれに代わる設備を整えること。 ☐ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ☐ 必要に応じて、利用者の身の回りの品を保管できる設備を備えること ☐ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
	食堂	☐ 食事の提供に支障がない広さを有すること。 ☐ 必要な備品をそろえること。
	浴室	☐ 利用者の特性に応じたものであること。
	洗面所・便所	☐ 居室のある階ごとに設けること。 ☐ 利用者の特性に応じたものであること。
	相談室	☐ 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
	多目的室等	☐ 多目的室その他運営に必要な設備を設けること。
	廊下幅	☐ 1.5m以上とすること。

		☐ ただし、中廊下の幅は1.8m以上とすること。 ☐ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならない。
運営基準	入所定員	☐ 30人以上 ☐ 入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する施設の場合 10人以上
	評価機関又は地域連携推進会議の設置	☐ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表等を行う評価機関を設置すること。 ☐ 上記評価機関による評価を実施していない場合は、利用者及びその家族、地域住民の代表、共同生活援助について知見を有する者並びに市町の担当者等により構成される協議会の設置、年1回以上の会議の開催、協議会の構成員の見学及び記録の公表を行うこと。
	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第38条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	☐ 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-20 地域移行支援

人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者 指定地域移行支援従事者	☐ 専従（ただし、業務に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。） ☐ 1人以上は、相談支援専門員であること。 ☐ 相談支援専門員の資格要件 以下の①と②の全てに該当すること。 ①相談支援従事者初任者研修の修了 ※当該研修の修了年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに、相談支援従事者現任研修又は主任相談支援専門員研修相当研修を修了すること。以降、5年度間に1回以上相談支援従事者現任研修又は主任相談支援専門員研修相当研修を修了すること。 ②障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
設備基準	事務室	☐ 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室 ☐ 他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。（区分されていなくても区画が明確に特定されていれば足りる。）
	受付等のスペース	☐ 利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するための適切なスペースを確保すること。 ☐ 相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とすること。
	設備及び備品等	☐ 支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第51条の19の欠格要件に該当しないこと。
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-21 地域定着支援

人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者 指定地域移行支援従事者	☐ 専従（ただし、業務に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。） ☐ 1人以上は、相談支援専門員であること。 ☐ 相談支援専門員の資格要件 以下の①と②の全てに該当すること。 ①相談支援従事者初任者研修の修了 ※当該研修の修了年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに、相談支援従事者現任研修又は主任相談支援専門員研修相当研修を修了すること。以降、5年度間に1回以上相談支援従事者現任研修又は主任相談支援専門員研修相当研修を修了すること。 ②障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
設備基準	事務室	☐ 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室 ☐ 他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。（区分されていなくても区画が明確に特定されていれば足りる。）
	受付等のスペース	☐ 利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するための適切なスペースを確保すること。 ☐ 相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とすること。
	設備及び備品等	☐ 支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第51条の19の欠格要件に該当しないこと。
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-22 児童発達支援センター

形態	主たる対象	☐ 児童発達支援センターであること。
人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者 児童発達支援管理責任者	☐ 1人以上 ☐ 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ①児童発達支援管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
	児童指導員 又は保育士	☐ 単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ☐ 児童指導員 1人以上 ☐ 保育士 1人以上 ☐ サービス提供時間帯において、基準上配置が必要な「児童指導員・保育士」の数の機能訓練担当職員又は看護職員の数を含める場合、基準上配置が必要な人数の半数以上が児童指導員又は保育士であること。 ☐ 児童指導員の資格要件： 社会福祉士、精神保健福祉士、小中高等学校等の教諭免許、児童福祉事業への規定期間の従事等 ☐ 保育士の資格要件：児童福祉法の規定による保育士の有資格者
	嘱託医	☐ 1人以上
	栄養士	☐ 1人以上（ただし、40人以下の障害児を通わせる事業所の場合は置かないことができる。）
	調理員	☐ 1人以上（ただし、調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。）
	機能訓練を行う場合	☐ 機能訓練担当職員を配置 ※単位ごとにサービス提供時間帯を通じて専ら支援の提供にあたる場合には、児童指導員又は保育士の人数に含めることができる。 ☐ 資格要件 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員等
	医療的ケアを行う場合	☐ 看護職員を配置 ※単位ごとにサービス提供時間帯を通じて専ら支援の提供にあたる場合には、児童指導員又は保育士の人数に含めることができる。 ☐ 資格要件：保健師、助産師、看護師又は准看護師
※従業者（嘱託医を除く）は、専ら事業所の職務に従事する者（もしくは単位ごとに専従）であること。ただし、支援に支障がない場合は、栄養士、調理員は併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。		
設備基準	発達支援室	☐ 1室の定員は、おおむね10人とする。こと。 ☐ 面積の合計が利用定員一人あたり 2.47 m ² 以上あること。（内法で測定） ※他の設備との兼用不可
	遊戯室	☐ 面積の合計が利用定員一人あたり 1.65 m ² 以上あること。（内法で測定）
	屋外遊戯場	☐ 事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。

	医務室、相談室、調理室、便所、静養室	☐ 各役割を果たすことができるようそれぞれ確保すること。
	その他	☐ その他支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。
運営基準	食事	☐ 食事を提供するときは、できるだけ変化に富み、年齢、障がいの特性及び嗜好等に配慮しつつ、栄養的にバランスのとれた献立とすること。 ☐ 障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めること。
	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。
	健康管理	☐ 常に障害児の健康の状況に注意すること。 ☐ 障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行うこと。
	地域との連携等	☐ 通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児やその家庭、又は当該障害児が通う児童が集団生活を営む施設（保育所、幼稚園、学校や認定こども園）からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めること。 ※助言その他の必要な援助とは、保育所等訪問支援又は障害児相談支援に加え、地域生活支援事業における障害児等療育支援事業や地域障害児支援体制強化事業等が想定されている。
	取扱方針（ガイドライン）	☐ 支援の提供に当たっては、児童発達支援ガイドラインを参考にすることが望ましい。
	取扱方針（評価及び改善）	☐ 支援の体制等について、自己評価を行うとともに、利用者の保護者の評価を受けて、改善を図ること。 ☐ 概ね一年に一回以上、評価及び改善内容を公表すること。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 児童福祉法第21条の5の15の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	☐ 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-23 児童発達支援（センター以外、重心以外対象）

形態	主たる対象	☐ 児童発達支援センター以外であり、主として重症心身障害児を通わせる事業所ではないこと
人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	☐ 1人以上 ☐ 常勤かつ専任職員1人以上 ☐ 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ①児童発達支援管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
	児童指導員又は保育士	☐ 単位ごとに常勤職員1人以上 ☐ 単位ごとにサービス提供時間帯を通じて専ら支援の提供にあたる者の合計数が以下の①又は②に該当すること。 ①障害児の数が10人までの場合 サービス提供時間中に常に2人以上の配置 ②障害児の数が10人以上の場合 サービス提供時間中に常に2人に、障害児の数が10を越えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※障害児の数とは「実際の利用者の数」をさす。 例：定員10人の事業所で、ある日の利用者数が12人の場合は、3人以上配置が必要 ☐ サービス提供時間帯において、基準上配置が必要な「児童指導員・保育士」の数に機能訓練担当職員又は看護職員の数を含める場合、基準上配置が必要な人数の半数以上が児童指導員又は保育士であること。 ※例：基準上の配置必要人員が2人、実際の配置が4人の場合 サービス提供時間帯に児童指導員・保育士が1人以上必要 ☐ 児童指導員の資格要件： 社会福祉士、精神保健福祉士、小中高等学校等の教諭免許、児童福祉事業への規定期間の従事等 ☐ 保育士の資格要件：児童福祉法の規定による保育士の有資格者
	機能訓練を行う場合	☐ 機能訓練担当職員を配置 ※単位ごとにサービス提供時間帯を通じて専ら支援の提供にあたる場合には、児童指導員又は保育士の人数に含めることができる。 ☐ 資格要件 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員等
	医療的ケアを行う場合	☐ 看護職員を配置 ※単位ごとにサービス提供時間帯を通じて専ら支援の提供にあたる場合には、児童指導員又は保育士の人数に含めることができる。 ☐ 資格要件：保健師、助産師、看護師又は准看護師
設備基準	発達支援室	☐ 支援の提供に支障がない広さを有すること。 ☐ 支援の提供に必要な機械器具等を備えること。 ☐ 面積の合計が利用定員一人あたり3㎡以上あること。（内法で測定）

準		※他の設備との兼用不可
	設備及び備品等	☐ 事務室：個人情報管理のための鍵付き書庫等を設置すること。 ☐ 相談室：室内における談話の漏えいを防ぐため、個室であること。 ☐ 洗面所・便所：利用者の特性に応じたものであること。 ☐ その他支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。
運営基準	利用定員	☐ 10人以上
	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。
	取扱方針（ガイドライン）	☐ 支援の提供に当たっては、児童発達支援ガイドラインを参考にすることが望ましい。
	取扱方針（評価及び改善）	☐ 支援の体制等について、自己評価を行うとともに、利用者の保護者の評価を受けて、改善を図ること。 ☐ 概ね一年に一回以上、評価及び改善内容を公表すること。
	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 児童福祉法第21条の5の15の欠格要件に該当しないこと。
その他	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	☐ 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-24 児童発達支援（センター以外、重心対象）

形態	主たる対象	☐ 児童発達支援センター以外であり、主として重症心身障害児を通わせる事業所であること。
人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	☐ 1人以上 ☐ 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ①児童発達支援管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
	嘱託医	☐ 1人以上
	児童指導員又は保育士	☐ 1人以上 ☐ 児童指導員の資格要件： 社会福祉士、精神保健福祉士、小中高等学校等の教諭、児童福祉事業への規定期間の従事等 ☐ 保育士の資格要件：児童福祉法の規定による保育士の有資格者
	看護職員	☐ 1人以上 ☐ 資格要件：保健師、助産師、看護師又は准看護師
	機能訓練担当職員	☐ 1人以上 ※事業所に必ず配置が必要であり、日常生活を営むのに必要な機能訓練を提供することに支障がない場合は、機能訓練を行わない時間帯は置かないことができる。 ☐ 資格要件：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員
設備基準	発達支援室	☐ 支援の提供に支障がない広さを有すること。 ☐ 支援の提供に必要な機械器具等を備えること。 ☐ 面積の合計が利用定員一人あたり3㎡以上あること。（内法で測定） ※他の設備との兼用不可
	設備及び備品等	☐ 事務室：個人情報管理のための鍵付き書庫等を設置すること。 ☐ 相談室：室内における談話の漏えいを防ぐため、個室であること。 ☐ 洗面所・便所：利用者の特性に応じたものであること。 ☐ その他支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。
運営基準	利用定員	☐ 5人以上
	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。
	取扱方針（ガイドライン）	☐ 支援の提供に当たっては、児童発達支援ガイドラインを参考にすることが望ましい。
	取扱方針（評価及び改善）	☐ 支援の体制等について、自己評価を行うとともに、利用者の保護者の評価を受けて、改善を図ること。 ☐ 概ね一年に一回以上、評価及び改善内容を公表すること。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 児童福祉法第21条の5の15の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	☐ 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準

等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-25 放課後等デイサービス（重心以外対象）

形態	主たる対象	☐ 主として重症心身障害児を通わせる事業所ではないこと
人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	☐ 1人以上 ☐ 常勤かつ専任職員1人以上 ☐ 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ①児童発達支援管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
	児童指導員又は保育士	☐ 単位ごとに常勤職員1人以上 ☐ 単位ごとにサービス提供時間帯を通じて専ら支援の提供にあたる者の合計数が以下の①又は②に該当すること。 ①障害児の数が10人までの場合 サービス提供時間中に常に2人以上の配置 ②障害児の数が10人以上の場合 サービス提供時間中に常に2人に、障害児の数が10を越えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ※障害児の数とは「実際の利用者の数」をさす。 例：定員10人の事業所で、ある日の利用者数が12人の場合は、3人以上配置が必要 ☐ サービス提供時間帯において、基準上配置が必要な「児童指導員・保育士」の数に機能訓練担当職員又は看護職員の数を含める場合、基準上配置が必要な人数の半数以上が児童指導員又は保育士であること。 ※例：基準上の配置必要人員が2人、実際の配置が4人の場合 サービス提供時間帯に児童指導員・保育士が1人以上必要 ☐ 児童指導員の資格要件： 社会福祉士、精神保健福祉士、小中高等学校等の教諭免許、児童福祉事業への規定期間の従事等 ☐ 保育士の資格要件：児童福祉法の規定による保育士の有資格者
	機能訓練を行う場合	☐ 機能訓練担当職員を配置 ※単位ごとにサービス提供時間帯を通じて専ら支援の提供にあたる場合には、児童指導員又は保育士の人数に含めることができる。 ☐ 資格要件： 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員等
	医療的ケアを行う場合	☐ 看護職員を配置 ※単位ごとにサービス提供時間帯を通じて専ら支援の提供にあたる場合には、児童指導員又は保育士の人数に含めることができる。 ☐ 資格要件：保健師、助産師、看護師又は准看護師
設備基準	発達支援室	☐ 支援の提供に支障がない広さを有すること。 ☐ 支援の提供に必要な機械器具等を備えること。 ☐ 面積の合計が利用定員一人あたり3㎡以上あること。（内法で測定） ※他の設備との兼用不可

	設備及び備品等	☐ 事務室：個人情報管理のための鍵付き書庫等を設置すること。 ☐ 相談室：室内における談話の漏えいを防ぐため、個室であること。 ☐ 洗面所・便所：利用者の特性に応じたものであること。 ☐ その他支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。
運営基準	利用定員	☐ 10人以上
	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。
	取扱方針（ガイドライン）	☐ 支援の提供に当たっては、放課後等デイサービスガイドラインを参考にすることが望ましい。
	取扱方針（評価及び改善）	☐ 支援の体制等について、自己評価を行うとともに、利用者の保護者の評価を受けて、改善を図ること。 ☐ 概ね一年に一回以上、評価及び改善内容を公表すること。
	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 児童福祉法第21条の5の15の欠格要件に該当しないこと。
その他	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	☐ 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-26 放課後等デイサービス（重心対象）

形態	主たる対象	☐ 主として重症心身障害児を通わせる事業所であること。
人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	☐ 1人以上 ☐ 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ①児童発達支援管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
	嘱託医	☐ 1人以上
	児童指導員又は保育士	☐ 1人以上 ☐ 児童指導員の資格要件： 社会福祉士、精神保健福祉士、小中高等学校等の教諭、児童福祉事業への規定期間の従事等 ☐ 保育士の資格要件：児童福祉法の規定による保育士の有資格者
	看護職員	☐ 1人以上 ☐ 資格要件：保健師、助産師、看護師又は准看護師
	機能訓練担当職員	☐ 1人以上 ※事業所に必ず配置が必要であり、日常生活を営むのに必要な機能訓練を提供することに支障がない場合は、機能訓練を行わない時間帯は置かないことができる。 ☐ 資格要件：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員
設備基準	発達支援室	☐ 支援の提供に支障がない広さを有すること。 ☐ 支援の提供に必要な機械器具等を備えること。 ☐ 面積の合計が利用定員一人あたり3㎡以上あること。（内法で測定） ※他の設備との兼用不可
	設備及び備品等	☐ 事務室：個人情報管理のための鍵付き書庫等を設置すること。 ☐ 相談室：室内における談話の漏えいを防ぐため、個室であること。 ☐ 洗面所・便所：利用者の特性に応じたものであること。 ☐ その他支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。
運営基準	利用定員	☐ 5人以上
	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。
	取扱方針（ガイドライン）	☐ 支援の提供に当たっては、放課後等デイサービスガイドラインを参考にすることが望ましい。
	取扱方針（評価及び改善）	☐ 支援の体制等について、自己評価を行うとともに、利用者の保護者の評価を受けて、改善を図ること。 ☐ 概ね一年に一回以上、評価及び改善内容を公表すること。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 児童福祉法第21条の5の15の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	☐ 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準

等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-27 居宅訪問型児童発達支援

人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事し、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者 児童発達支援管理責任者	☐ 1人以上 ☐ 専従1人以上 ☐ 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ①児童発達支援管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
	訪問支援員	☐ 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 ☐ 訪問支援員の資格要件 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児について、支援を行い、及び当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない ※支援とは、「入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援」をいう。
設備基準	事務室	☐ 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室 ☐ 他の事業と明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。（区分されていなくても区画が明確に特定されていれば足りる。）
	受付等のスペース	☐ 利用申込みの受付、相談等に対応するための適切なスペースを確保すること。
	設備及び備品等	☐ その他支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 ☐ 特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。
運営基準	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 児童福祉法第21条の5の15の欠格要件に該当しないこと。
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-28 保育所等訪問支援

人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事し、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	☐ 1人以上 ☐ 専従1人以上 ☐ 資格要件：以下の①～③の全てに該当すること。 ①児童発達支援管理責任者等研修（基礎及び実践及び更新）の修了 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講 ③障害者等の相談・直接支援の実務経験が規定期間あること。
	訪問支援員	☐ 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 ☐ 訪問支援員の資格要件 障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者であること。
設備基準	事務室	☐ 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室 ☐ 他の事業と明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。（区分されていなくても区画が明確に特定されていれば足りる。）
	受付等のスペース	☐ 利用申込みの受付、相談等に対応するための適切なスペースを確保すること。
	設備及び備品等	☐ その他支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 ☐ 特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。
運営基準	取扱方針（ガイドライン）	☐ 支援の提供に当たっては、保育所等訪問支援ガイドラインを参考にすることが望ましい。
	取扱方針（評価及び改善）	☐ 支援の体制等について、自己評価を行うとともに、利用者の保護者の評価を受けて、改善を図ること。 ☐ 概ね一年に一回以上、評価及び改善内容を公表すること。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 児童福祉法第21条の5の15の欠格要件に該当しないこと。
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-29 多機能型事業所の特例

多機能型事業所とは、下記のうち2以上のサービスを一体的に行う事業所をいいます。

<対象種別>

生活介護、自立訓練（機能訓練及び生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型
児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

<一体的な運営の判断基準>

同一管理者が事業所の管理を行う他、事業所の管理運営方法が次のとおりであること。

- ①利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること。
- ②事務所間で相互支援の態勢があること
- ③事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運営規程が一本化されていること
- ④職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること。
- ⑤人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的に行われているとともに、事業所の会計が一元的に管理されていること

<人員・設備・運営基準の特例>

- ①複数の障害福祉サービスを一体的に行う多機能型事業所、又は障害福祉サービスと障害児通所支援を一体的に行う多機能型事業所の場合

（例）生活介護と就労移行支援の多機能型、生活介護と児童発達支援の多機能型

常勤の従業者	□利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所においては、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者の員数は、各サービスごとに置くべき常勤の従業者の員数に関わらず、1人以上とすること。
従業者の兼務	□多機能型による各サービスごとに配置される従業者（管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者を除く。）間での兼務は認められない。各サービスごとに必要な従業者の員数を確保する必要がある。 □ただし、各障害福祉サービスの利用定員の合計数が19人以下の多機能事業所は、サービス管理責任者とその他従業者との兼務が可能である。 □なお、児童福祉法に基づくサービスごとに配置される従業者間での兼務が可能である。 □管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者については、兼務が可能である。
サービス管理責任者	□サービス管理責任者の員数は、各障害福祉サービス事業所のごとに置くべき員数に関わらず、多機能型事業所の利用者の合計により以下のとおり。 ①利用者の数が60人以下の場合 1人以上 ②利用者の数が61人以上の場合 1人に60を超えて40人を増すごとに1人を加えた数以上
利用定員	□多機能型事業所の利用定員数（宿泊型自立訓練の利用定員は除く）の合計が20人以上の場合、各事業の利用定員を以下のとおりにすることができる。 ・生活介護 6人以上 ・就労移行支援（認定就労移行支援を除く） 6人以上 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練） 6人以上 ※宿泊型自立訓練と自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合 宿泊型自立訓練10人以上 かつ 自立訓練（生活訓練）6人以上 ・就労継続支援A型及びB型 10人以上 ・児童発達支援、放課後等デイサービス 5人以上 □主として重症心身障害児者を通わせる生活介護と児童発達支援等（児童発達支

	援又は放課後等デイサービス）を一体的に行う場合、各事業の利用定員を以下のとおりにすることができる。 ・全ての事業を通じて5人以上
設備	☐相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。しかし、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合等、サービス提供に支障があると認められる場合、この限りではない。 ☐訓練・作業室や発達支援室については、各サービスごとに設置すること。

②複数の障害児通所支援のみを一体的に行う多機能型事業所の場合

（例）児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型

従業者の兼務	☐ 多機能型事業所に配置される従業者は、多機能型事業所の職務に専従するものとし、各サービス毎に配置される従業者間での兼務が可能。
利用定員	☐多機能型事業所の利用定員の合計数は、全ての障害児通所支援の事業を通じて10人以上（主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所にあっては、5人以上）とすることができる。 なお、保育所等訪問支援は、利用定員の定めがないため、除かれる。
設備	☐ 相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。しかし、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合等、サービス提供に支障があると認められる場合、この限りではない。

1-30 多機能型事業所の報酬の取扱い

定員規模別単価（基本報酬）	□定員規模別単価（定員区分）が設けられている基本報酬は、多機能型全体の利用定員数の合計により、定員規模が決まる。 □ただし、障害児通所支援を行う多機能型事業所であって、従業者の員数等の特例によらない場合の取扱いは以下のとおり。 ・障害児通所支援以外のサービス 「多機能型事業所全体の利用定員数」から「障害児通所支援分の利用定員数」を除いた数により、定員規模が決まる。 ・障害児通所支援のサービス 障害児通所支援分の利用定員数により、定員規模が決まる。
定員規模別単価（各サービス個別の加算）	□定員規模別（定員区分）に単価が設定されている各サービス個別の加算は、多機能型事業所全体の利用定員数の合計ではなく、各サービスごとの利用定員数により定員規模が決まる。 ＜対象種別＞ 生活介護…人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就労移行支援体制加算 施設入所支援…夜勤職員配置体制加算 自立訓練（機能訓練・生活訓練）…就労移行支援体制加算 就労継続支援 A 型…就労移行支援体制加算、重度者支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算 就労継続支援 B 型…就労移行支援体制加算、重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加算
福祉専門職員配置等加算	□多機能型事業所の全サービスの直接処遇職員を合わせて要件を計算し、要件を満たす場合、全てのサービス利用者に対して加算を算定する。 □多機能型事業所の中で複数のサービスの直接処遇職員として勤務し、合計勤務時間が常勤の勤務時間数に達するものは、「常勤の従業者」に含める。
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	□多機能型事業所における全てのサービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に 100 分の 50 又は 100 分の 30 を乗じて得た数以上であり、従業者が加算算定のために加配（当該多機能型事業所等の利用者の合計数を 40 又は 50 で除して得た数以上）されていれば要件を満たす。要件を満たす場合、全てのサービス利用者に対して加算を算定する。
送迎加算	□原則として、多機能型事業所の全サービスを一つの事業所として取り扱うこととする。ただし、各サービスごとに送迎が行われている場合等はこの限りではない。

1-31 共生型居宅介護

形態		☐ 指定訪問介護事業者が行う共生型居宅介護であること。
人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 常勤かつ専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者 サービス提供責任者	☐ 常勤かつ専従 ☐ 員数が以下の①から③のいずれかに該当する数以上であること。（員数については常勤換算方法によることができる。） ① 事業所の月間の延べサービス提供時間（待機時間や移動時間を除く）が 450 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上 ② 事業所の従業員数が 10 人又はその端数を増すごとに 1 人以上 ③ 利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上 ☐ 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員基礎研修修了者 ・居宅介護従業者養成研修 1 級課程修了者（訪問介護員養成研修 1 級課程修了者、看護師、准看護師）
	従業者	☐ 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数と共生型居宅介護の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
設備基準	事務室	☐ 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	受付等	☐ 利用申込みの受付、相談等に対応するための適切なスペースを確保すること。
	洗面所	☐ 手指を洗浄するための感染症予防に必要な設備を配慮すること。
運営基準	技術的支援	☐ 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第 36 条の欠格要件に該当しないこと。
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-32 共生型重度訪問介護

形態		☐ 指定訪問介護事業者が行う共生型重度訪問介護であること。
人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 常勤かつ専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	☐ 常勤かつ専従 ☐ 員数が以下の①から③のいずれかに該当する数以上であること。（員数については常勤換算方法によることができる。） ① 事業所の月間の延べサービス提供時間（待機時間や移動時間を除く）が 1,000 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上 ② 事業所の従業員数が 20 人又はその端数を増すごとに 1 人以上 ③ 利用者の数が 10 人又はその端数を増すごとに 1 人以上 ☐ 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員基礎研修修了者 ・居宅介護従業者養成研修 1 級課程修了者（訪問介護員養成研修 1 級課程修了者、看護師、准看護師） ・居宅介護職員初任者研修修了者（居宅介護従業者養成研修 2 級課程修了者、介護職員初任者研修修了者、訪問介護員養成研修 2 級課程修了者）であって 3 年以上の介護業務従事者（注） 注：次期改定までの経過措置
	従業者	☐ 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数と共生型重度訪問介護の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
設備基準	事務室	☐ 事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
	受付等	☐ 利用申し込みの受け付け、相談等に対応するための適切なスペースを確保すること。
	洗面所	☐ 手指を洗浄するための感染症予防に必要な設備を配慮すること。
運営基準	技術的支援	☐ 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第 36 条の欠格要件に該当しないこと。
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-33 共生型生活介護

1-33-1 共生型生活介護 指定児童発達支援事業者等が行う場合

形態		☐ 指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者が行う共生型生活介護であること。
人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。） ☐ 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・社会福祉主事任用資格要件に該当する者 ・社会福祉事業に2年以上従事した者
	従業者	☐ 指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定児童発達支援等を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。 ☐ 共生型生活介護の管理者と指定児童発達支援等の管理者を兼務することは差し支えないこと。
設備基準	立地	☐ 同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、日中一時支援）の事業所を設置することは原則不可
	設備	☐ 指定児童発達支援事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。 ☐ 指定児童発達支援事業所等の場合は、必要な設備等について障害者が使用するものに適したものとするように配慮すること。 ☐ 当該設備については、共生型サービスは障害者、障害児及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営基準	技術的支援	☐ 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	個別支援計画	☐ サービス管理責任者が配置されていない場合については、生活介護計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害児支援や高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害児支援や高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に児童発達支援管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。
	利用定員	☐ 共生型生活介護の利用定員は、共生型生活介護の指定を受ける指定児童発達支援事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。 ☐ 当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。 （例）定員 20 人の場合、利用日によって、共生型生活介護の利用者が 10 人、指定児童発達支援等の利用者が 10 人であっても、共

		生型生活介護の利用者が5人、指定児童発達支援等の利用者が15人であっても、差し支えない。
その他の	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入
	その他の留意事項	☐ 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。 ☐ このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害者、障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に障害者に対して生活介護、午後に要介護者に対して通所介護を提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例による基準によらず、各サービスの基準を満たしてサービス提供すること。

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-33-2 共生型生活介護 指定通所介護事業者等が行う場合

形態 人員 基準	管理者	☐ 指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者が行う共生型生活介護であること。 ☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。） ☐ 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・社会福祉主事任用資格要件に該当する者 ・社会福祉事業に2年以上従事した者
	従業者	☐ 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。 ☐ 共生型生活介護の管理者と指定通所介護等の管理者を兼務することは差し支えないこと。
設備 基準	立地	☐ 同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、日中一時支援）の事業所を設置することは原則不可
	設備	☐ 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の床面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数との合計数で除して得た面積が3㎡以上であること。 ☐ 指定通所介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。 ☐ 当該設備については、共生型サービスは障害者、障害児及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営 基準	技術的支援	☐ 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	個別支援計画	☐ サービス管理責任者が配置されていない場合については、生活介護計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害児支援や高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害児支援や高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に児童発達支援管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。
	利用定員	☐ 共生型生活介護の利用定員は、共生型生活介護の指定を受ける指定通所介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。 ☐ 当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。 （例）定員 20 人の場合、利用日によって、共生型生活介護の利用者が 10 人、指定通所介護等の利用者が 10 人であっても、共生型生活介護の利用者が 5 人、指定通所介護等の利用者が 15 人であっても、差し支えない。

その他の	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第36条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入
	その他の留意事項	☐ 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。 ☐ このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害者、障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に障害者に対して生活介護、午後に要介護者に対して通所介護を提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例による基準によらず、各サービスの基準を満たしてサービス提供すること。

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-33-3 共生型生活介護 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う場合

形態		☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が行う共生型生活介護であること。
人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。） ☐ 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・社会福祉主事任用資格要件に該当する者 ・社会福祉事業に2年以上従事した者
	従業者	☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合に、指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。 ☐ 共生型生活介護の管理者と指定小規模多機能型居宅介護等の管理者を兼務することは差し支えないこと。
設備基準	立地	☐ 同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、日中一時支援）の事業所を設置することは原則不可
	設備	☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 ☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。 ☐ 当該設備については、共生型サービスは障害者、障害児及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営基準	技術的支援	☐ 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	個別支援計画	☐ サービス管理責任者が配置されていない場合については、生活介護計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害児支援や高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害児支援や高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に児童発達支援管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。
	利用定員	☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。 ☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員（1日当たりの上限）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等に

		あつては、12 人) までの範囲内とすること。 <table><tr><td>登録定員</td><td>利用定員</td></tr><tr><td>26 人又は 27 人</td><td>16 人</td></tr><tr><td>28 人</td><td>17 人</td></tr><tr><td>29 人</td><td>18 人</td></tr></table> ☐ 共生型生活介護の利用定員は、共生型生活介護の指定を受ける指定小規模多機能型居宅介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。 ☐ 当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があつても差し支えないこと。 (例) 定員 20 人の場合、利用日によって、共生型生活介護の利用者が 10 人、指定小規模多機能型居宅介護等の利用者が 10 人であっても、共生型生活介護の利用者が 5 人、指定小規模多機能型居宅介護等の利用者が 15 人であっても、差し支えない。	登録定員	利用定員	26 人又は 27 人	16 人	28 人	17 人	29 人	18 人
登録定員	利用定員									
26 人又は 27 人	16 人									
28 人	17 人									
29 人	18 人									
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。								
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第 36 条の欠格要件に該当しないこと。								
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了								
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了								
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入								
	その他の留意事項	☐ 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。 ☐ このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害者、障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に障害者に対して生活介護、午後に要介護者に対して通所介護を提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例による基準によらず、各サービスの基準を満たしてサービス提供すること。								

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-34 共生型短期入所

1-34-1 共生型短期入所 指定短期入所生活介護事業者等が行う場合

形態		☐ 指定短期入所生活介護事業者又は指定介護予防短期入所生活介護事業者が行う共生型短期入所であること。
人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	☐ 指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。 ☐ 共生型短期入所の管理者と指定短期入所生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えないこと。
設備基準	設備	☐ 指定短期入所生活介護事業所等の居室の床面積を、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数との合計数で除して得た面積が 10.65 m ² 以上であること。 ☐ 当該設備については、共生型サービスは障害者、障害児及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営基準	技術的支援	☐ 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	利用定員	☐ 共生型短期入所の利用定員は、共生型短期入所の指定を受ける指定短期入所生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限とする。 ☐ 当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。 （例）定員 5 人の場合、利用日によって、共生型短期入所の利用者が 4 人、指定短期入所生活介護等の利用者が 1 人であっても、共生型短期入所の利用者が 2 人、指定短期入所生活介護等の利用者が 3 人であっても、差し支えない。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第 36 条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-34-2 共生型短期入所 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う場合

形態		☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が行う共生型短期入所であること。
人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。 ☐ 共生型短期入所の管理者と指定小規模多機能型居宅介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えないこと。
設備基準	設備	☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね 7.43 m ² 以上であること。 ☐ 当該設備については、共生型サービスは障害者、障害児及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営基準	技術的支援	☐ 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	利用定員	☐ 共生型短期入所の利用定員は、共生型短期入所の指定を受ける指定小規模多機能型居宅介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限とする。 ☐ 当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。 （例）定員 5 人の場合、利用日によって、共生型短期入所の利用者が 4 人、指定小規模多機能型居宅介護等の利用者が 1 人であっても、共生型短期入所の利用者が 2 人、指定小規模多機能型居宅介護等の利用者が 3 人であっても、差し支えない。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第 36 条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-35 共生型自立訓練

1-35-1 共生型自立訓練 指定通所介護事業者等が行う場合

形態		☐ 指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者が行う共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）であること。
人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。） ☐ 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・社会福祉主事任用資格要件に該当する者 ・社会福祉事業に2年以上従事した者
	従業者	☐ 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。 ☐ 共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）の管理者と指定通所介護等の管理者を兼務することは差し支えないこと。
設備基準	立地	☐ 同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、日中一時支援）の事業所を設置することは原則不可
	設備	☐ 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の床面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）の利用者の数との合計数で除して得た面積が3㎡以上であること。 ☐ 指定通所介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。 ☐ 当該設備については、共生型サービスは障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営基準	技術的支援	☐ 共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練又は生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	個別支援計画	☐ サービス管理責任者が配置されていない場合については、自立訓練（機能訓練又は生活訓練）計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。
	利用定員	☐ 共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）の利用定員は、共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）の指定を受ける指定通所介護事業所等において、同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。 ☐ 当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。

		(例) 定員 20 人の場合、利用日によって、共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）の利用者が 10 人、指定通所介護等の利用者が 10 人であっても、共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）の利用者が 5 人、指定通所介護等の利用者が 15 人であっても、差し支えない。
	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。
その他の	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第 36 条の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入
	その他の留意事項	☐ 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。 ☐ このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害者、障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に障害者に対して生活介護、午後に要介護者に対して通所介護を提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例による基準によらず、各サービスの基準を満たしてサービス提供すること。

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-35-2 共生型自立訓練 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う場合

形態		☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が行う共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）であること。
人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。） ☐ 資格要件：以下のいずれかに該当すること。 ・社会福祉主事任用資格要件に該当する者 ・社会福祉事業に2年以上従事した者
	従業者	☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下この号において「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を指定通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。 ☐ 共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）の管理者と指定小規模多機能型居宅介護等の管理者を兼務することは差し支えないこと。
設備基準	立地	☐ 同一敷地又は隣接敷地で、共同生活援助と日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型、日中一時支援）の事業所を設置することは原則不可
	設備	☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 ☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。 ☐ 当該設備については、共生型サービスは障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営基準	技術的支援	☐ 共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練又は生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	個別支援計画	☐ サービス管理責任者が配置されていない場合については、自立訓練（機能訓練又は生活訓練）計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。
	利用定員	☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人）以下とすること。 ☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライ

		ト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12 人）までの範囲内とすること。 <table><tr><td>登録定員</td><td>利用定員</td></tr><tr><td>26 人又は 27 人</td><td>16 人</td></tr><tr><td>28 人</td><td>17 人</td></tr><tr><td>29 人</td><td>18 人</td></tr></table> ☐ 共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）の利用定員は、共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）の指定を受ける指定小規模多機能型居宅介護事業所等において、同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。 ☐ 当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があつても差し支えないこと。 （例）定員 20 人の場合、利用日によって、共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）の利用者が 10 人、指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者が 10 人であっても、共生型自立訓練（機能訓練又は生活訓練）の利用者が 5 人、指定小規模多機能型居宅介護等の利用者が 15 人であっても、差し支えない。	登録定員	利用定員	26 人又は 27 人	16 人	28 人	17 人	29 人	18 人
登録定員	利用定員									
26 人又は 27 人	16 人									
28 人	17 人									
29 人	18 人									
	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。								
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。								
	欠格要件	☐ 障害者総合支援法第 36 条の欠格要件に該当しないこと。								
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了								
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了								
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入								
	その他の留意事項	☐ 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。 ☐ このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害者、障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に障害者に対して生活介護、午後に要介護者に対して通所介護を提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例による基準によらず、各サービスの基準を満たしてサービス提供すること。								

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-36 共生型児童発達支援

1-36-1 共生型児童発達支援 指定生活介護事業者が行う場合

形態		☐ 指定生活介護事業者が行う共生型児童発達支援であること。
人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	☐ 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
設備基準	設備	☐ 指定生活介護事業所として満たすべき設備基準を満たしていること。ただし、必要な設備等について障害児が使用するものに適したものとすること。 ☐ 当該設備については、共生型サービスは障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害児、障害者及び要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営基準	技術的支援	☐ 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	個別支援計画	☐ 児童発達支援管理責任者が配置されていない場合については、児童発達支援計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害福祉サービスや高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害福祉サービスや高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所にサービス管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。
	利用定員	☐ 共生型児童発達支援の利用定員は、共生型児童発達支援の指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。 （例）定員 20 人の場合、利用日によって、障害児が 10 人、要介護者が 10 人であっても、障害児が 15 人、要介護者が 5 人であっても、差し支えない。
	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。
	取扱方針（ガイドライン）	☐ 支援の提供に当たっては、児童発達支援ガイドラインを参考にすることが望ましい。
	取扱方針（評価及び改善）	☐ 支援の体制等について、自己評価を行うとともに、利用者の保護者の評価を受けて、改善を図ること。 ☐ 概ね一年に一回以上、評価及び改善内容を公表すること。
	その他	
	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 児童福祉法第 21 条の 5 の 15 の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了

	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入
	その他留意事項	☐ 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定している。 ☐ このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害児、障害者及び要介護者に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例によらず、各サービスの指定基準を満たしてサービス提供すること。

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-36-2 共生型児童発達支援 指定通所介護事業者等が行う場合

形態 人員 基準	管理者	☐ 指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者が行う共生型児童発達支援であること。 ☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	☐ 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。 ☐ 指定通所介護事業所等は、児童発達支援管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定通所介護事業者等は指定通所介護事業所等の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。
設備 基準	設備	☐ 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の床面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数との合計数で除して得た面積が3㎡以上であること。 ☐ 指定通所介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。ただし、必要な設備等について障害児が使用するものに適したものとするよう配慮すること。 ☐ 当該設備については、共生型サービスは障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害児、障害者及び要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営 基準	技術的支援	☐ 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	個別支援計画	☐ 児童発達支援管理責任者が配置されていない場合については、児童発達支援計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害福祉サービスや高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害福祉サービスや高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所にサービス管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。
	利用定員	☐ 共生型児童発達支援の利用定員は、共生型児童発達支援の指定を受ける指定通所介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。 （例）定員 20 人の場合、利用日によって、障害児が 10 人、要介護者が 10 人であっても、障害児が 15 人、要介護者が 5 人であっても、差し支えない。
	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。

その他	取扱方針（ガイドライン）	☐ 支援の提供に当たっては、児童発達支援ガイドラインを参考にすることが望ましい。
	取扱方針（評価及び改善）	☐ 支援の体制等について、自己評価を行うとともに、利用者の保護者の評価を受けて、改善を図ること。 ☐ 概ね一年に一回以上、評価及び改善内容を公表すること。
	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 児童福祉法第21条の5の15の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入
	その他留意事項	☐ 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定している。 ☐ このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害児、障害者及び要介護者に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例によらず、各サービスの指定基準を満たしてサービス提供すること。

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-36-3 共生型児童発達支援 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が行う場合

形態		☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が行う共生型児童発達支援であること。
人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。 ☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、児童発達支援管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。
設備基準	設備	☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 ☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。ただし、必要な設備等について障害児が使用するものに適したものとするよう配慮すること。 ☐ 当該設備については、共生型サービスは障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害児、障害者及び要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営基準	技術的支援	☐ 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	個別支援計画	☐ 児童発達支援管理責任者が配置されていない場合については、児童発達支援計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害福祉サービスや高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害福祉サービスや高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所にサービス管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。
	利用定員	☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を 29 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18 人）以下とすること。 ☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模

		多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。 <table><tr><td>登録定員</td><td>利用定員</td></tr><tr><td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr><tr><td>28人</td><td>17人</td></tr><tr><td>29人</td><td>18人</td></tr></table> ☐ 共生型児童発達支援の指定を受ける指定小規模多機能型居宅介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。 （例）定員20人の場合、利用日によって、障害児が10人、要介護者が10人であっても、障害児が15人、要介護者が5人であっても、差し支えない。	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員									
26人又は27人	16人									
28人	17人									
29人	18人									
	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。								
	取扱方針（ガイドライン）	☐ 支援の提供に当たっては、児童発達支援ガイドラインを参考にすることが望ましい。								
	取扱方針（評価及び改善）	☐ 支援の体制等について、自己評価を行うとともに、利用者の保護者の評価を受けて、改善を図ること。 ☐ 概ね一年に一回以上、評価及び改善内容を公表すること。								
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。								
	欠格要件	☐ 児童福祉法第21条の5の15の欠格要件に該当しないこと。								
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了								
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了								
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入								
	その他留意事項	☐ 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定している。 ☐ このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害児、障害者及び要介護者に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例によらず、各サービスの指定基準を満たしてサービス提供すること。								

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-37 共生型放課後等デイサービス

1-37-1 共生型放課後等デイサービス 指定生活介護事業者が行う場合

形態		☐ 指定生活介護事業者が行う共生型放課後等デイサービスであること。
人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は当該事業所以外の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	☐ 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
設備基準	設備	☐ 指定生活介護事業所として満たすべき設備基準を満たしていること。ただし、必要な設備等について障害児が使用するものに適したものとすること。 ☐ 当該設備については、共生型サービスは障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害児、障害者及び要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営基準	技術的支援	☐ 共生型放課後等デイサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	個別支援計画	☐ 児童発達支援管理責任者が配置されていない場合については、放課後等デイサービス計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害福祉サービスや高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害福祉サービスや高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所にサービス管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。
	利用定員	☐ 共生型放課後等デイサービスの利用定員は、共生型放課後等デイサービスの指定を受ける指定生活介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。 （例）定員 20 人の場合、利用日によって、障害児が 10 人、要介護者が 10 人であっても、障害児が 15 人、要介護者が 5 人であっても、差し支えない。
	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。
その他	取扱方針（ガイドライン）	☐ 支援の提供に当たっては、放課後等デイサービスガイドラインを参考にすることが望ましい。
	取扱方針（評価及び改善）	☐ 支援の体制等について、自己評価を行うとともに、利用者の保護者の評価を受けて、改善を図ること。 ☐ 概ね一年に一回以上、評価及び改善内容を公表すること。
	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
その他	欠格要件	☐ 児童福祉法第 21 条の 5 の 15 の欠格要件に該当しないこと。

他	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	☐ 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入
	その他留意事項	☐ 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定している。 ☐ このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害児、障害者及び要介護者に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例によらず、各サービスの指定基準を満たしてサービス提供すること。

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-37-2 共生型放課後等デイサービス 指定通所介護事業者等が行う場合

形態 人員 基準	管理者	☐ 指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者が行う共生型放課後等デイサービスであること。 ☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	☐ 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。 ☐ 指定通所介護事業所等は、児童発達支援管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定通所介護事業者等は指定通所介護事業所等の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定通所介護事業所等を利用する障害児の放課後等デイサービス計画を作成することが望ましい。
設備 基準	設備	☐ 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の床面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数との合計数で除して得た面積が3㎡以上であること。 ☐ 指定通所介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。ただし、必要な設備等について障害児が使用するものに適したものとするよう配慮すること。 ☐ 当該設備については、共生型サービスは障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害児、障害者及び要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営 基準	技術的支援	☐ 共生型放課後等デイサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	個別支援計画	☐ 児童発達支援管理責任者が配置されていない場合については、放課後等デイサービス計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害福祉サービスや高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害福祉サービスや高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所にサービス管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。
	利用定員	☐ 共生型放課後等デイサービスの利用定員は、共生型放課後等デイサービスの指定を受ける指定通所介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。 （例）定員20人の場合、利用日によって、障害児が10人、要介護者が10人であっても、障害児が15人、要介護者が5人であって

		も、差し支えない。
	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。
	取扱方針（ガイドライン）	☐ 支援の提供に当たっては、放課後等デイサービスガイドラインを参考にすることが望ましい。
	取扱方針（評価及び改善）	☐ 支援の体制等について、自己評価を行うとともに、利用者の保護者の評価を受けて、改善を図ること。 ☐ 概ね一年に一回以上、評価及び改善内容を公表すること。
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。
	欠格要件	☐ 児童福祉法第21条の5の15の欠格要件に該当しないこと。
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了
	都市計画法	☐ 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入
	その他留意事項	☐ 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定している。 ☐ このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害児、障害者及び要介護者に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例によらず、各サービスの指定基準を満たしてサービス提供すること。

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

1-37-3 共生型放課後等デイサービス 指定小規模多機能型居宅介護事業者が行う場合

形態		☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が行う共生型放課後等デイサービスであること。
人員基準	管理者	☐ 事業所ごとに配置すること。 ☐ 専従（ただし、事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合、当該事業所の他の職務、又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事することができる。）
	従業者	☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。 ☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、児童発達支援管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者等は指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害児の放課後等デイサービス計画を作成することが望ましい。
設備基準	設備	☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 ☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていること。ただし、必要な設備等について障害児が使用するものに適したものとするよう配慮すること。 ☐ 当該設備については、共生型サービスは障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害児、障害者及び要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。
運営基準	技術的支援	☐ 共生型放課後等デイサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
	個別支援計画	☐ 児童発達支援管理責任者が配置されていない場合については、放課後等デイサービス計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、障害福祉サービスや高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害福祉サービスや高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所にサービス管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。
	利用定員	☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を 29 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18 人）以下とすること。 ☐ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型

		居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。 <table><tr><td>登録定員</td><td>利用定員</td></tr><tr><td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr><tr><td>28人</td><td>17人</td></tr><tr><td>29人</td><td>18人</td></tr></table> ☐ 共生型放課後等デイサービスの指定を受ける指定小規模多機能型居宅介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があつても差し支えないこと。 （例）定員20人の場合、利用日によって、障害児が10人、要介護者が10人であっても、障害児が15人、要介護者が5人であっても、差し支えない。	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人
登録定員	利用定員									
26人又は27人	16人									
28人	17人									
29人	18人									
	協力医療機関	☐ 協力医療機関との契約を締結していること。								
	取扱方針（ガイドライン）	☐ 支援の提供に当たっては、放課後等デイサービスガイドラインを参考にすることが望ましい。								
	取扱方針（評価及び改善）	☐ 支援の体制等について、自己評価を行うとともに、利用者の保護者の評価を受けて、改善を図ること。 ☐ 概ね一年に一回以上、評価及び改善内容を公表すること。								
その他	報酬基準	☐ 算定する基本報酬や加算の要件を満たしていること。								
	欠格要件	☐ 児童福祉法第21条の5の15の欠格要件に該当しないこと。								
	建築基準法	☐ 建築基準法で必要な手続（新築や用途変更等の建築確認）の完了								
	都市計画法	☐ 都市計画法で必要な手続（開発許可）の完了								
	消防法	☐ 消防法で必要な手続（消防用設備の設置や検査等）の完了								
	社会保険等	☐ 必要な社会保険及び労働保険への加入								
	その他留意事項	☐ 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、障害児、障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定している。 ☐ このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害児、障害者及び要介護者に分けて提供する場合（例えば、午前中に要介護者に対して通所介護、午後の放課後の時間に障害児に対して放課後等デイサービスを提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例によらず、各サービスの指定基準を満たしてサービス提供すること。								

※指定基準等の簡易チェックリストです。指定申請の際に参考にしてください。なお、指定基準等の全項目及び詳細な内容は、法令・条例・通知等を確認のこと。

2 従業者資格要件 簡易チェックリスト

2-1 サービス管理責任者の資格要件

以下の①～⑤の全てに該当する者であること。

資格要件	提出書類	経過措置等
① サービス管理責任者等基礎研修の修了	研修修了証書写し	以下については、経過措置が終了しているため、注意すること。 ・平成31年3月31日において現にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」と記載）に該当する者は、基礎研修及び実践研修修了者とみなすことができたが、令和6年3月31日で経過措置が終了。 ・実務要件を満たす者が令和4年3月31日までに基礎研修修了者となった場合においては、基礎研修修了者後3年間は、サービス管理責任者とみなすことができたが、令和7年3月31日で経過措置が終了。
② サービス管理責任者等実践研修の修了	研修修了証書写し	以下については、経過措置が終了しているため、注意すること。 ・平成31年3月31日において現にサービス管理責任者等に該当する者は、基礎研修及び実践研修修了者とみなすことができたが、令和6年3月31日で経過措置が終了しており、以後は更新研修を修了している必要がある。 ・実務要件を満たす者が令和4年3月31日までに基礎研修修了者となった場合においては、基礎研修修了後3年間は、サービス管理責任者とみなすことができたが、令和7年3月31日で経過措置が終了。
③ サービス管理責任者等更新研修の修了	研修修了証書写し	・実践研修を修了した年度の翌年度を初年度として5年ごとに更新研修を受けなければ、サービス管理責任者等としての資格を喪失する。 ・実践研修修了者等が、期間内に更新研修修了者とならなかった場合、改めて実践研修を修了することで、サービス管理責任者等となることができる。
④ 相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講者又は研修修了者	受講証明書写し又は研修終了証の写し	
⑤ 実務経験者の要件を満たすこと（下記参照）	実務経験証明書	・既に専従かつ常勤のサービス管理責任者等が配置されている事業所に限り、基礎研修修了者が個別支援計画の原案作成に係る業務を行うことができる。また、当該基礎研修修了者を配置することにより、サービス管理責任者等を2人配置したものとみなす。

＜⑤実務経験者の要件＞

以下のいずれかに該当すること。

- ・ a と b を通算した期間が5年以上
- ・ c を通算した期間が8年以上
- ・ a、b、c を通算した期間が3年以上 かつ d を通算した期間が3年以上

号	業務範囲	業務内容
a	相談支援の業務 ※1	①一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、地域生活支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業その他これらに準ずる事業の従事者 ②児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者またはこれに準ずる者 ③障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 ④障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 ⑤特別支援学校、その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者 ⑥保険医療機関において相談支援業務に従事する者であって、次のいずれかに該当する者 ・ 社会福祉主事任用資格者、介護職員初任者研修に相当する研修の修了者、d 欄に掲げる国家資格を有する者 ・ 上記の①から⑤に従事した期間が1年以上ある者
b	直接支援の業務（有資格者） ※2	次のいずれかの資格を有する者であって、右記に該当する者 ・ 社会福祉主事任用資格 ・ 介護職員初任者研修に相当する研修を修了した者 ・ 保育士 ・ 児童指導員任用資格 ・ 精神障害者社会復帰指導員任用資格 ① 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床において、直接支援の業務に従事する者 ②障害福祉サービス事業所（★1）、障害児通所支援事業所、老人居宅介護等事業所において、直接支援の業務に従事する者 ③保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所において、直接支援の業務に従事する者 ④特例子会社、助成金受給事業所において、直接支援の業務に従事する者 ⑤特別支援学校において、直接支援の業務に従事する者
c	直接支援の業務（資格なし） ※2	①障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従事者 ②障害福祉サービス事業所（★1）、障害児通所支援事業所、老人居宅介護等事業所その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者 ③保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従事者 ④特例子会社、助成金受給事業所において、直接支援の業務に従事する者 ⑤特別支援学校その他これに準ずる機関の従事者又はこれに準ずる者
d	国家資格者	次のいずれかの資格を有し、その資格に基づきその資格にかかる業務に従事した期間が3年以上ある者 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師

参照：「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第544号）

※1 相談支援業務

相談支援業務とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務である。

※2 直接支援業務

直接支援業務とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務である。

※3 実務経験年数及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。
例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

★1 小規模作業所は、公的な補助金又は市町村等の委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長、福祉事務所長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものとする。

2-1-1 研修の受講要件

- ・基礎研修は、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の実務要件である実務経験年数に達する2年前から受講できるものとする。
- ・実践研修は、基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講前5年間に通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者が受講できるものとする。
- ・更新研修は、更新研修受講時にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者若しくは相談支援専門員として従事している実践研修修了者又は更新研修受講前5年間に於いてこれらの業務に通算して2年以上従事していた実践研修修了者が受講することができるものとする。

2-2 児童発達支援管理責任者の資格要件

以下の①～⑤の全てに該当する者であること。

資格要件	提出書類	経過措置等
① サービス管理責任者等基礎研修の修了	研修修了証書写し	以下については、経過措置が終了しているため、注意すること。 ・平成31年3月31日において現にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」と記載）に該当する者は、基礎研修及び実践研修修了者とみなすことができたが、令和6年3月31日で経過措置が終了。 ・実務要件を満たす者が令和4年3月31日までに基礎研修修了者となった場合においては、基礎研修修了者後3年間は、児童発達支援管理責任者とみなすことができたが、令和7年3月31日で経過措置が終了。
② サービス管理責任者等実践研修の修了	研修修了証書写し	以下については、経過措置が終了しているため、注意すること。 ・平成31年3月31日において現にサービス管理責任者等に該当する者は、基礎研修及び実践研修修了者とみなすことができたが、令和6年3月31日で経過措置が終了しており、以後は更新研修を修了している必要がある。 ・実務要件を満たす者が令和4年3月31日までに基礎研修修了者となった場合においては、基礎研修修了後3年間は、児童発達支援管理者とみなすことができたが、令和7年3月31日で経過措置が終了。
③ サービス管理責任者等更新研修の修了	研修修了証書写し	・実践研修を修了した年度の翌年度を初年度として5年ごとに更新研修を受けなければ、サービス管理責任者等としての資格を喪失する。 ・実践研修修了者等が、期間内に更新研修修了者とならなかった場合、改めて実践研修を修了することで、サービス管理責任者等となることができる。
④ 相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講者又は研修修了者	受講証明書写し	
⑤ 実務経験者の要件を満たすこと（下記参照）	実務経験証明書	・既に専従かつ常勤のサービス管理責任者等が配置されている事業所に限り、基礎研修修了者が個別支援計画の原案作成に係る業務を行うことができる。また、当該基礎研修修了者を配置することにより、サービス管理責任者等を2人配置したものとみなす。

＜⑤実務経験者の要件＞

以下のいずれかに該当すること。

- ・イとロを通算した期間が5年以上 かつ 「イとロを通算した期間」から「ハを通算した期間」を除いた期間が3年以上
- ・ニを通算した期間が8年以上 かつ 「ニを通算した期間」から「ホを通算した期間」を除いた期間が3年以上
- ・ヘを通算した期間が5年以上 かつ 「イ、ロ、ニを通算した期間」から「ハ、ホを通算した期間」を除いた期間が3年以上

号	業務範囲	業務内容
イ	相談支援業務 ※1	①一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、地域生活支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業その他これらに準ずる事業の従事者 ②児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者またはこれに準ずる者 ③障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 ④障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 ⑤学校教育法第一条に規定する学校（大学除く）、その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者 ⑥保険医療機関において相談支援業務に従事する者であって、次のいずれかに該当する者 ・社会福祉主事任用資格者、介護職員初任者研修に相当する研修の修了者、へ欄に掲げる資格を有する者、 ・上記の①から⑤に従事した期間が1年以上ある者
ロ	直接支援業務（有資格者） ※2	次のいずれかの資格を有する者であって、右記に該当する者 ・社会福祉主事任用資格 ・介護職員初任者研修に相当する研修を修了した者 ・保育士 ・児童指導員任用資格 ・精神障害者社会復帰指導員任用資格 ①障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室において、直接支援の業務に従事する者 ②障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業（★1）、老人居宅介護等事業において、直接支援の業務に従事する者 ③保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所において、直接支援の業務に従事する者 ④特例子会社、助成金受給事業所において、直接支援の業務に従事する者 ⑤学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く）その他これらに準ずる機関において、直接支援の業務に従事する者
ハ	相談・直接支援業務 ※1、2	①次の施設等の従業者又はこれらに準ずるものが相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間 ・老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設 ・居宅介護支援事業、介護予防支援事業その他これらに準ずる施設 ②次の施設等の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が直接支援の業務に従事した期間 ・老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設 ・老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業 ・特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設

二	直接支援業務（資格なし）※2	①障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床において、直接支援の業務に従事する者 ②障害児通所支援事業所、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、療育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業所（★1）、老人居宅介護等事業所において、直接支援の業務に従事する者 ③保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所において、直接支援の業務に従事する者 ④特例子会社、助成金受給事業所において、直接支援の業務に従事する者 ⑤学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く）その他これらに準ずる機関において、直接支援の業務に従事する者
ホ	直接支援業務※2	①次の施設等の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が直接支援の業務に従事した期間 ・老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設 ・老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業 ・特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設
へ	国家資格者	次のいずれかの資格を有し、その資格に基づきその資格にかかる業務に従事した期間が5年以上ある者 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師

参照：「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第230号）

※1 相談支援業務

相談支援業務とは、身体上もしくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務である。

※2 直接支援業務

直接支援業務とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務である。

※3 実務経験年数及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

★1 小規模作業所は、公的な補助金又は市町村等の委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長、福祉事務所長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものとする。

2-2-1 研修の受講要件

- ・基礎研修は、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の実務要件である実務経験年数に達する2年前から受講できるものとする。
- ・実践研修は、基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講前5年間に通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者が受講できるものとする。
- ・更新研修は、更新研修受講時にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者若しくは相談支援専門員として従事している実践研修修了者又は更新研修受講前5年間に於いてこれらの業務に通算して2年以上従事していた実践研修修了者が受講することができるものとする。

2-3 訪問系サービス サービス提供責任者・従業者（ヘルパー）の資格要件

	職種	資格要件	提出書類
居宅介護	サービス提供責任者	介護福祉士	・ 資格証写し
		実務者研修修了者	・ 研修修了証書写し
		介護職員基礎研修修了者	・ 研修修了証書写し
		居宅介護従業者養成研修 1 級課程修了者（訪問介護員養成研修 1 級課程修了者、看護師、准看護師）	・ 研修修了証書又は看護師等資格証写し
	従業者（ヘルパー）	介護福祉士	・ 資格証写し
		実務者研修修了者	・ 研修修了証書写し
		居宅介護職員初任者研修課程修了者（居宅介護従業者養成研修 1、2 級課程修了者）	・ 研修修了証書写し
		障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者（居宅介護従事者養成研修 3 級課程修了者）※減算あり	・ 研修修了証書写し
		重度訪問介護従事者養成研修課程修了者 ※減算がある場合あり	・ 研修修了証書写し
		介護職員初任者研修課程修了者（介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修 1、2 級課程修了者）	・ 研修修了証書写し
		看護師、准看護師	・ 看護師等資格証写し
		生活援助従事者研修課程修了者	・ 研修修了証書写し
		視覚障害者外出介護従事者養成研修課程修了者、全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、知的障害者外出介護従事者養成研修課程修了者（通院等介助及び通院等乗降介助に限る）※減算あり	・ 研修修了証書写し
重度訪問介護	サービス提供責任者	介護福祉士	・ 資格証写し
		実務者研修修了者	・ 研修修了証書写し
		介護職員基礎研修修了者	・ 研修修了証書写し
		居宅介護従業者養成研修 1 級課程修了者（訪問介護員養成研修 1 級課程修了者、看護師、准看護師）	・ 研修修了証書又は看護師等資格証写し
		居宅介護職員初任者研修修了者（居宅介護従業者養成研修 2 級課程修了者、介護職員初任者研修修了者、訪問介護員養成研修 2 級課程修了者）であって 3 年以上の介護業務従事者	・ 研修修了証書写し ・ 実務経験証明書（参考様式 4）…※1
	従業者（ヘルパー）	介護福祉士	・ 資格証写し
		実務者研修修了者	・ 研修修了証書写し
		居宅介護職員初任者研修課程修了者（居宅介護従業者養成研修 1、2 級課程修了者）	・ 研修修了証書写し
		障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者（居宅介護従事者養成研修 3 級課程修了者）※減算あり	・ 研修修了証書写し

		あり	
		重度訪問介護従事者養成研修課程修了者 ※減算がある場合あり	・研修修了証書写し
		行動援護従業者養成研修課程修了者	・研修修了証書写し
		介護職員初任者研修課程修了者（介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修 1、2 級課程修了者）	・研修修了証書写し
		看護師、准看護師	・看護師等資格証写し
行動援護	サービス提供責任者	以下の①、②の全てに該当すること。 ①行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者 ② 知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に 3 年以上の従事経験を有する者 注：令和 3 年 3 月 31 日において下記 a, b のいずれかに該当する 者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に 5 年以上の従事経験を有する者については、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、上記の①及び②に適合するものとみなす。（以後、経過措置廃止） a 居宅介護サービス提供責任者の要件を満たす者 b 居宅介護職員初任者研修課程修了者であって、3 年以上介護等の業務に従事した者	・実務経験証明書（参考様式 4）…※1 ・行動援護従業者養成研修課程修了者等の研修修了証書写し 注：みなし資格措置の場合 ・居宅介護サービス提供責任者要件に係る資格証等写し ・居宅介護職員初任者研修課程修了者の研修修了証書の写し ・実務経験証明書（参考様式 4）…※1
	従業者（ヘルパー）	以下の①、②の全てに該当すること。 ①行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者 ③ 知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に 1 年以上の従事経験を有する者。 注：令和 3 年 3 月 31 日において下記 a～d のいずれかに該当する者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に 2 年以上の従事経験を有する者については、令和 9 年 3 月 31 日までの間は、上記の①及び②に適合するものとみなす。（以後、経過措置廃止） a 介護福祉士 b 実務研修修了者 c 居宅介護職員初任者研修課程修了者（居宅介護従業者養成研修1、2 級課程修了者） d 看護師、准看護師	・行動援護従業者養成研修課程修了者等の研修修了証書写し ・実務経験証明書（参考様式 4）…※1 注：みなし資格措置の場合 ・a～d のいずれかに係る資格証等写し ・実務経験証明書（参考様式 4）…※1
同行援護	サービス提供責任者	a～e のいずれかに該当し、かつ同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）修了者であること a 介護福祉士 b 実務者研修修了者 c 介護職員基礎研修修了者 d 居宅介護従業者養成研修 1 級課程修了者（訪問介護員養成研修 1 級課程修了者、看護師、	・a～e のいずれかに係る資格証等写し ・同行援護従業者養成研修（一般課程）修了証書写し ・同行援護従業者養成研修（応用課程）修了証書写し

	准看護師) e 居宅介護職員初任者研修修了者（居宅介護従業者養成研修2級課程修了者、介護職員初任者研修修了者、訪問介護員養成研修2級課程修了者）であって3年以上の介護等の業務に従事した者	
	国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科の修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者	・修了証明書写し
	f 及び g を満たす者であること f 同行援護従事者養成研修（一般課程）を修了した者（現行カリキュラムの養成研修修了者を含む。）で、3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者 g 同行援護従事者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）	
従業者 （ヘルパー）	同行援護従業者養成研修（一般課程）修了者	・同行援護従業者養成研修（一般課程）修了証書写し
	下記 a～f のいずれかに該当する者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者 a 介護福祉士 b 実務者研修修了者 c 居宅介護職員初任者研修課程修了者（居宅介護従業者養成研修1、2級課程修了者） d 介護職員初任者研修課程修了者（介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修1、2級課程修了者） e 看護師、准看護師 f 視覚障害者外出介護従事者養成研修課程修了者、全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者） g 障害者居宅介護従事者基礎研修修了者 ※減算あり	・a～f のいずれかに係る資格証等の写し ・実務経験証明書（参考様式4）…※1
	国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科の修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者	・修了証明書写し
	上記3条件のいずれかに該当する者であって、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者	・修了証明書写し

参照：「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示第538号）

※1 実務経験証明書の記載について

実務経験証明书中「業務内容」欄には、対象者（知的障害者、知的障害児、精神障害者等）を含めた上で、業務の内容を具体的に記載すること。
実務経験証明書の記載内容により、従業者の実務経験が、基準に定める資格要件を満たしているか否かについて確認をします。

※2 同行援護の資格要件において、以下の研修は同行援護従業者養成研修（一般課程）に相当するものとみなす。

- ・ガイドヘルパー養成研修
平成2年度から平成8年度まで都道府県又は指定都市が実施したもの
- ・ガイドヘルパー養成研修（視覚障害者課程）

ガイドヘルパー養成研修実施要綱（平成9年5月23日付け障障第90号）」に基づき都道府県、指定都市又は中核市が実施したもの

- ・視覚障害者移動介護従業者養成研修

廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成15年3月24日厚生労働省告示第110号）」第3号に掲げるもの

- ・視覚障害者外出介護従業者養成研修

廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年3月31日厚生労働省告示第209号）」第3号に掲げるもの

※3 同行援護の資格要件において、以下の研修は、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）に相当するものとみなす。

- ・視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修 社会福祉法人日本盲人会連合主催

2-4 児童指導員・保育士の資格要件

職種	資格要件	提出書類
児童指導員	知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者	・卒業証明書写し
	社会福祉士の資格を有する者	・資格証写し
	精神保健福祉士の資格を有する者	・資格証写し
	学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（※1）	・大学（各学科）卒業証明書写し ・成績単位修得証明書写し
	学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者	・成績単位修得証明書写し
	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	・成績修了証明書写し
	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（※1）	・卒業証明書写し ・成績修了証明書写し
	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業（※3）に従事したもの	・高等学校等の卒業証明書写し ・実務経験証明書（参考様式4）
	教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの（※2）	・教職員免許状写し
	3年以上児童福祉事業（※3）に従事した者であって、知事が適当と認めたもの	・実務経験証明書（参考様式4）
保育士	児童福祉法に規定する保育士の資格を有する者	・保育士証写し

参照：「三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年三重県条例第65号）第56条（最低基準条例）

※1 「専修する学科の卒業」が要件であるため、大学で社会福祉学等の単位を取得しただけの場合は該当しない。

※2 小・中・高等学校の教員免許は該当するが、栄養教諭、養護教諭の免許は該当しない。

※3 児童福祉事業とは、社会福祉法第2条で定める社会福祉事業のうち下記事業をいう。

○第一種社会福祉事業

児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

○第二種社会福祉事業

児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、児童福祉法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センターを営営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園を営営する事業

※4 実務経験年数及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。